

条約法条約第三〇条の意義と限界についての考察

——いわゆる「同一の事項に関する相前後する条約の適用」という問題について——

井 出 真 也

はじめに

第一章 条約法条約第三〇条の条文構造と起草過程における問題点

第一節 条約法条約第三〇条の条文構造

第二節 条約法条約第三〇条の起草過程における問題点

(一) 「同一の事項に関する」という文言の意味

(二) 条約の前後の決定基準

(三) 相前後する条約の規定が矛盾する場合の処理

第二章 条約法条約第三〇条の援用事例とその問題の処理

方法

第一節 援用事例の検討

(一) 援用事例

(A) みなみまぐる事件

(B) EC鶏肉輸入制限事件

(C) Short事件

(二) 国際環境条約中の非締約国との貿易制限規定とGATTとの抵触

第二節 援用事例から見た条約法条約第三〇条の問題点

(一) 「同一の事項に関する」という文言の意味

(二) 条約の前後の決定基準

(三) 相前後する条約の規定が矛盾する場合の処理

(四) 各事例における実際の問題処理方法

むすびにかえて

はじめに

国際社会において、人・もの・思想・情報の交流が進むにつれて、締結される条約の数は飛躍的に増加し続け、その規制内容や分野も多岐に渡るようになってきている。そのような中で、ある条約の当事国がその後別の条約の当事国になり、しかも二つの条約の規定が相互に矛盾するという事態が、起こりうるようになってきている。また、二つの条約の規定が相互に矛盾しないまでも、二つの条約の内どちらの規定を選択しなければならぬかにつき、国が決断を迫られる場面は往々にして存在するように思われる。例えば、非締約国との貿易制限規定を含む国際環境条約の規定とGATT規定との抵触をどのように解決すべきかという問題は、最近、国際社会において、重要なテーマとなってきた⁽¹⁾。また、日本が国際裁判の当事者となったみまぐる事件においても、国連海洋法条約の紛争解決手続とみまぐるの保存のための条約の紛争解決手続との適用関係が直接の争点となった⁽²⁾。このような事態を解決できる可能性がある法規として注目することができるのが、条約法条約第三〇条である。条約法条約第三〇条は、「同一の事項に関する相前後する条約 (successive treaties relating to the same subject-matter)」の当事国の権利及び義務を次のように規定している。

- 1 国際連合憲章第一〇三条の規定が適用されることを条件として、同一の事項に関する相前後する条約の当事国の権利及び義務は、2から5までの規定により決定する。
- 2 条約が前の若しくは後の条約に従つものであること又は前の若しくは後の条約と両立しないものとみなしてはならないことを規定している場合には、当該前の又は後の条約が優先する。
- 3 条約の当事国のすべてが後の条約の当事国となっている場合において、第五九条の規定による条約の終了又

は運用停止がされていないときは、条約は、後の条約と両立する限度においてのみ、適用する。

4 条約の当事国のすべてが後の条約の当事国となっている場合以外の場合には、

(a) 双方の条約の当事国である国の間においては、3の規則と同一の規則を適用する。

(b) 双方の条約の当事国である国といずれかの条約のみの当事国である国との間においては、これらの国が共に当事国となっている条約が、これらの国の相互の権利及び義務を規律する。

5 4の規定は、第四一条の規定の適用を妨げるものではなく、また、第六〇条の規定による条約の終了又は運用停止の問題及びいずれかの国が条約により他の国に対し負っている義務に反することとなる規定を有する他の条約を締結し又は運用することから生ずる責任の問題に影響を及ぼすものではない。」⁽³⁾

しかし、この条約法条約第三〇条は、*Sinclair* も指摘するように、「条約法のとりわけ曖昧な」問題である。また、この条約法条約第三〇条めぐっては、「同一の事項に関する」という文言の意味、条約の前後の決定基準、及び、相前後する条約の規定が矛盾する場合の処理といった問題に関して、起草過程において、かなりの議論があつたことは事実である。本稿では、まず第一章において、条約法条約第三〇条の起草過程をやや詳しく振り返り、その上で、第二章において、この条約法条約第三〇条の適用可能性が争われうるケースを検討することによって、同条の意義とその適用の限界について検討してみたい。⁽⁴⁾

第一章 条約法条約第三〇条の条文構造と起草過程における問題点

第一節 条約法条約第三〇条の条文構造

条約法条約第三〇条の起草過程の検討にはいる前に、本節ではまず、同条約第三〇条の条文構造を分析することにより、同条約第三〇条の構成と同条文が有する問題点を明らかにしていきたい。

まず、条約法条約第三〇条一項は、他の国際条約に対する国連憲章の義務の優先性を確認したものである。この規定について、国際法委員会（以下、ILC）は、そのコメントリーの中で、次のように述べている。

「……現代国際法における国連憲章の地位は非常に重要であり、国連加盟国は国際社会に多く存在するので、本草案（現行第三〇条の元となった条約法に関するILC最終草案第二六条）において憲章第一〇三条に特別な言及を行い、特別な地位を与えることが必要であるように委員会には思われる。したがって、憲章第一〇三条の解釈及び国連の権限ある機関によるその適用をいかなる方法においても妨げないものとして、本委員会は、国連加盟国の他の条約義務に対する憲章第一〇三条の優先性を認めることに決定した。つまり、第二六条一項（現行条約法条約第三〇条一項）は、相前後する条約の当事国の義務を規律するために本条に定められた諸原則が憲章第一〇三条に従うということを定めている。」⁶⁾

また、他の国際条約に対する国連憲章の義務の優先性は、国際司法裁判所のロッカビー事件においても認められている。⁶⁾

次に、第三〇条二項は、前後双方の条約のうちいずれか一方の条約が、他の条約との関係について明示的に規定している場合には、前後双方の条約関係を決定するのはその規定である、ということを決めたものである。つまり、ある条約の中に、他の条約との関係を定める抵触解決条項が存在する場合には、当該抵触解決条項の規定にしたがって、

条約間の関係は決定される、というのである。このような条約規定の例として、委員会がそのコメンタリーの中に掲げていたものは、万国著作権条約第十七条、公海に関する条約第三〇条、領事関係に関するウィーン条約第七三条、原子力船の運航者の責任に関する条約第一四条、国際関係を有する可航水路の制度に関する規程第一八条、などがあつた。⁽⁷⁾

では、条約が、その条文中に、他の条約との関係について明示の規定を置いていない場合はどうであろうか。その場合は、条約法条約第三〇条三項及び第三〇条四項によつて、相前後する条約の関係が定められることになる。

条約法条約第三〇条三項は、上述のように前後いずれかの条約中に他の条約との関係に関する明示的な規定が存在しない場合であつて、かつ、前の条約の当事国のすべてが後の条約の当事国となる場合についての一般的な規則を定めている。この規定について、ILCは次のように述べている。

「第二六条三項（現行条約法条約第三〇条三項）は、ある条約の当事国のすべてが同一の事項に関する後の条約を締結する場合についての一般的な規則を述べている。……第三項は、二つの条約が有効であり、かつ、作用しているとき、言い換えれば、第五六条（現行条約法条約第五九条）の規定に基づいて条約の終了又は運用停止が生じないときのみ適用される。次に、第三項は、後の意思表示は前の意思表示に優先するものと推定されなければならないという一般原則にしたがつて、『条約は、後の条約と両立する限度においてのみ適用する』と述べている。⁽⁸⁾」

つまり、前の条約の当事国のすべてが後の条約に参加する場合には、まず第一に、条約法条約第五九条の規定（後の条約の締結による前の条約の終了又は運用停止に関する規定）が適用され、次にその第五九条の規定の適用がない場合に初めて、前の条約が後の条約と両立する限度において適用される（つまり、後の条約が優先する）、というのが第三〇条三項の趣旨なのである。

次に、第三〇条四項は、前の条約の当事国の全部ではなく一部が、同一の事項に関する後の条約の当事国である場合についての一般的な規則を定めたものである。これには、前の条約の当事国の一部がそれらの国の間においてのみ (inter se) 前の条約を変更するような条約を締結する場合のほか、前の条約の当事国の一部が同一の事項に関して第三国を加えて新たに条約を締結する場合が含まれる。まず、第三〇条四項(a)は、相前後する二つの条約の双方に入っている当事国の間においては、第三〇条三項の規則が適用される、と定めている。この規定について、ILCは次のように述べている。

「第二六条四項(a) (現行条約法条約第三〇条四項(a)) に含まれた規則は、第二六条三項 (現行条約法条約第三〇条三項) で述べたのと同様に、後の意思表示が前の意思表示に優先するものと推定されなければならない、という一般原則の適用にすぎない」。

つまり、前後二つの条約に共に入っている国同士の間では、後法優先の法理が働き、後の条約が優先する、というのである。また、この第三〇条四項(a)の規定によって、前の条約とその後締結された inter se の条約との関係では後の inter se の条約の当事国間においては、後の inter se の条約の方が優先するということも認められているのである。次に、第三〇条四項(b)では、相前後する二つの条約の双方の当事国と前後いずれかの条約にしか入っていない当事国との間では、両当事国が共に入っている条約によって、両当事国の権利及び義務が規律される、ということが定められている。つまり、第三〇条四項(b)は、相前後する二つの条約の優先・非優先の問題に直接に回答を与える規定ではないのである。

最後に、第三〇条五項は、第三〇条の適用上生じる可能性のあるいくつかの問題に対処するための規定である。まず、同項には、第三〇条四項の規定が第四一条の規定の適用を妨げるものではない、ということが定められている。

第四一条の規定というのは、多数国間条約を一部の当事国の間においてのみ修正する合意、すなわち、*inter se* の条約を締結することができる条件を定めたものである。ここで第四一条に言及されている理由は、「第二六条四項（現行条約法条約第三〇条四項）のどの規定も、第三七条（現行条約法条約第四一条）の規定を棚上げするものと理解されてはならない」⁽¹⁰⁾ためである。つまり、第三〇条四項が後の *inter se* の条約の締結について何らの制限をも設けていないからといって、後の *inter se* の条約を自由に結ぶことができるというわけではないのである。次に、第三〇条五項は、第三〇条四項の規定が、第六〇条の規定による条約の終了又は運用停止の問題及び国際責任の問題に影響を与えるものではない、と定めている。この点につき、ILCは次のように述べている。

「第二六条四項（現行条約法条約第三〇条四項）の諸規則は、条約の当事国が、他の条約に基づき他の国に対して負っている義務と両立しない規定を有する条約を締結し、又は適用することによって生じるおそれのある国際責任を、当該当事国から解除するものではない。条約の締結又は適用によって、他の条約の当事国の権利が侵害される場合には、条約違反に伴うあらゆる通常の効果が当該他の条約に関して生じる。侵害を受けた当事国は、第五七条（現行条約法条約第六〇条）の規定に基づいて条約を終了させるか又は条約の運用を停止する権利を援用することができる。かつ、自国の権利を侵害した国の国際責任を追及することができる。したがって、第二六条五項（現行条約法条約第三〇条五項）は、これら二つの問題に関して明示的な留保をしているのである」⁽¹¹⁾。

つまり、双方の条約の当事国である国が一方の条約を履行すれば、他方の条約のみの当事国に対しては条約違反を犯すことになってしまつような場合、この他方の条約のみの当事国は、第六〇条の規定に従って、その条約の終了又は運用停止を援用することができる。また条約違反に対する国家責任を追及することができるということが、この第三〇条五項の規定によって認められているのである。

さて、以上においては、条約法条約第三〇条の条文構造を、そのコメントリーを参照しながら概観してきたわけがあるが、このことにより、第三〇条が有するいくつかの問題点が浮かび上がってくるように思われる。

まず、第一の問題は、「同一の事項に関する」という文言の意味である。第三〇条の条文タイトルは、「同一の事項に関する相前後する条約の適用」というものであるが、第一章第二節の(一)で後述するように、そもそも「同一の事項に関する」という文言が第三〇条のタイトルに挿入されたのは、第三〇条作成の最終段階になってからであった。これは、後述するように、第三〇条が対象とする条約関係を制限する意図の表れである。しかし、その一方で、上述の第三〇条二項のコメントリーにおいては、公海に関する条約第三〇条や領事関係に関するウィーン条約第七三条などが挙げられていたことから考えると、「同一の事項に関する」という文言を広く解釈し、第三〇条が対象とする条約関係を広く捉えるという考え方も可能であるように思われる。では、「同一の事項に関する」という文言は、広狭いずれに解釈されるものであるのだろうか。

第二の問題は、前後二つの条約が仮に「同一の事項に関する」条約関係であると認められたとしても、はたして、条約の前後はどのような基準で決定されるのだろうか、ということである。条約法条約第三〇条には、「前の」条約・「後の」条約という表現が随所に用いられているが、そもそも「前の」条約と「後の」条約は何を基準に決定されるのであるうか。また、第二章で後述するように、現在の国際社会においては、判例の蓄積や条約の改正などを通じて元の条約の義務が発展していく場合があるが、そのような場合の条約関係の前後は、第三〇条の枠組みにおいてどのように決定すべきなのであるうか。

第三の問題は、相前後する条約の規定が矛盾する場合の処理である。これにも二つの問題が存在する。その問題の第一は、相前後する二つの条約の双方に入っている国同士の間で、その相前後する条約の規定の義務が矛盾する場合

にしか、条約法条約第三〇条四項(a)の規定は適用できないのであろうか、ということである。つまり、A—B—C間の前の条約の規定の義務とA—B—D間の後の条約の規定の義務とが矛盾する場合にしか、A—B間においては後の条約が適用できないのか、という問題である。

そして、問題の第二は、第三〇条四項(b)の規定に関するものである。上にも述べたように、第三〇条四項(b)は、相前後する二つの条約の優先・非優先の問題に直接に回答を与える規定ではない。つまり、同一の事項に関する相前後する二つの条約の双方の当事国がいずれか一方の条約義務を履行すれば他方の条約に違反するという事態が存在する場合に、この二つの条約の双方の当事国は前後の条約のうちどちらの条約義務を履行しなければならないのかという問題については、第三〇条四項(b)は何も規定していないと言えるのである。では、A—B間の条約義務とA—C間の条約義務が矛盾する場合、A国はどちらの条約義務を履行しなければならないのかという問題に関して、第三〇条四項(b)はどのように解釈されなければならないのであろうか。ただし、後述するように、この問題は、上述の第一の問題において、「同一の事項に関する」という文言が狭く解されてしまった場合には、生じにくいように思われるという点には注意が必要である。

以下では、第三〇条の起草過程上、上述の問題がどのように考えられていたのかについて言及し、その上で、第二章において、実際に条約法条約第三〇条の適用可能性が争われうるケースにおいて、このような問題がどのような形で生じているのかについて検討していきたい。

第二節 条約法条約第三〇条の起草過程における問題点

(一) 「同一の事項に関する」という文言の意味

条約法条約第三〇条を検討する上で解決されなければならない問題の一つは、「同一の事項に関する」とはどういう意味であるのか、ということである。言い換えれば、二つの条約が「同一の事項に関する」条約であるためには、その二つの条約の間に、どのような条約関係が設定されていなければならないのか、ということである。例えば、国際環境条約中の非締約国との貿易制限規定とGATT規定との間に矛盾がある場合に、これを条約法条約第三〇条の適用によって解決しようとしても、そもそもこの国際環境条約とGATTとが「同一の事項に関する」条約に当たらないければ、第三〇条の適用はできないということになる。そこで、まず、条約法条約第三〇条の枠内において、二つの条約がどのような場合に「同一の事項に関する」条約であると考えられるのかを、起草過程から検討しておきたい。この問題、すなわち、「同一の事項に関する」とはどういう意味であるのか、という問題が初めて検討され・議論されたのは、条約法会議（ウィーン）においてであった。この問題について、英国代表の Sinclair は、一九六八年の条約法会議において、次のように問題を提起した。

「『同一の事項』という文言の意味について、疑問がある。国際人権規約 (United Nations Covenants on Human Rights) は、ヨーロッパ人権条約、又は、ある特定の人権という側面に関して、ILO憲章及びUNESCO憲章と同じ事項を取り扱っているのか。」

また、一九六九年の条約法会議においても、再び Sinclair は、次のように述べていた。

「……もちろん、著作権もしくは海上における人命の安全といった特定の主題に関する一連の条約が、明らかに、第二六条

(現行第三〇条)の規定する規則の対象である」という場合がある。しかし、例えば、原子力分野の第三者賠償責任といった特定の主題に関する条約の中に、ある国の裁判所において訴訟を提起し、他国の裁判所において判決を実施できるという規定が含まれているとしても、この条約は、判決の一般的な相互承認及び執行という完全に異なる主題に関する後の条約と同一の事項に関するものであるとみなすことはできない。『同一の事項に関する』という文言は厳格に解釈されるべきであり、一般的な条約が前の条約の特定の規定の内容を間接的に侵害する場合をカバーするとみなされるべきではない。⁽¹⁵⁾

このように、条約法会議の席上において、Sinclair は、「同一の事項に関する」という文言を厳格に解釈する必要を指摘した。つまり、Sinclair によれば、二つの条約中に単に同じ内容を規定する条項があるというだけでは、その二つの条約は「同一の事項に関する」条約とはみなされない⁽¹⁶⁾のである。そして、このSinclair の考え方は、条約法会議に Expert Consultant として出席していた Waldock (英国) の考え方も一致していた。Waldock は、Sinclair が提起した問題に対して、次のように述べた。

『同一の事項に関する』という文言に関して、英国代表 (Sinclair) が提起した問題に関していえば、この文言は、一般的な条約が前の条約の特定の規定の内容を間接的に侵害する場合をカバーするとみなされるべきではない、ということに私も同意する。⁽¹⁷⁾

つまり、Sinclair や Waldock は、「同一の事項に関する」という文言を広く解釈することを嫌い、二つの条約中に単に同じ内容を規定する条項があるという理由だけでは、その二つの条約を「同一の事項に関する」条約であるとはみなせない、と考えたのである。このような Sinclair 及び Waldock の考え方に対して、条約法会議中、他国の代表から全く異議がでなかったことに加え、現行第三〇条のもととなった条約法に関する ILC 最終草案第二六条⁽¹⁶⁾が、結局、本会議において、賛成九〇・反対〇・棄権一四で一国の反対もなく採択されたこと⁽¹⁷⁾をあわせて考えれば、第三〇

条の起草過程においては、「同一の事項に関する」という文言は厳格に解釈されなければならないと最終的には考えられていた、ということが言えるように思われる。そして、「同一の事項に関する」という文言に対して、このように厳格な解釈を行うとすれば、実際に「同一の事項に関する」条約関係に該当するような条約関係は、元の条約とその後¹⁸の改正条約との関係、及び、元の条約とその後¹⁸の修正条約との関係ぐらいいなくなってしまふように思われるのである。このことは、Sinclair¹⁹が先ほどの引用の中で、「著作権もしくは海上における人命の安全といった特定の主題に関する一連の条約が、明らかに、第二六条（現行第三〇条）の規定する規則の対象である、という場合がある」と述べていたことから、明らかであるように思われる。つまり、Sinclairは、著作権又は海上における人命の安全といった主題を対象とする、頻繁に改正や修正が行われてきた条約関係を条約法条約第三〇条が適用される例に挙げることにより、逆に、元の条約とその後¹⁸の改正条約との関係、及び、元の条約とその後¹⁸の修正条約との関係ぐらいいし、第三〇条が対象とする条約関係ではない、ということを確認していたのである。

また、起草過程をもう少し遡ってみると、そもそも「同一の事項に関する」という文言が、条文のタイトルに挿入されたのは、ILCでの条約法に関する審議が大詰めを迎えていた、一九六六年のことであった。一九六四年に、ILCは、現行第三〇条の元となる条文である第六三¹⁸条を起草するが、その第六三¹⁸条のタイトルは、その時点では、「互いに両立しない規定を有する条約の適用」というものであった。一九六四年時点での「互いに両立しない規定を有する条約の適用」というタイトルが、一九六六年ILC最終草案では「同一の事項に関する相前後する条約の適用」というタイトルに変わった理由については、一九六六年のILCにおける委員達の討議からは、必ずしも明らかとはならない。なぜなら、一九六六年のILCの討議において、条文タイトルに挿入された「同一の事項に関する」という文言は一体どういう意味であるのかということについて、全く争われた形跡がないからである。ただし、

Waldock が一九六六年の I.L.C の第八五八会合において (五月二十五日)、次のように述べていることは、注目に値す
No.

「(現行の第三〇条の前身である)第六三条の条文のテキストは、何人かの委員が考えているほど、その取り扱う対象が広
いわけではない……。第六三条は、国が相前後する条約中の同一の事項に関する規定を同時には適用できないことがある、と
いう事実から生じる問題を取り扱おうとする試みである」⁽¹⁹⁾。

J の Waldock の発言から、タイトル変更がなせ行われたのかという理由が、少しは理解できるように思われる。
つまり、「同一の事項に関する」という文言を条文のタイトルに挿入することによって、現行第三〇条が対象とする
条約関係を制限する意図があったものと思われる。「同一の事項に関する」という限定句が用いられたことによって
現行の第三〇条は、まさしく *Singular* が言うように、「一般的な条約が前の条約の特定の規定の内容を間接的に侵
害する場合をカバーする」とは考えにくいのである。

しかし他方で、第一章第一節のところ指摘したように、I.L.C は、条約法に関する最終草案第二六条二項のコメ
ンタリーにおいて、「同一の事項に関する」条約の關係に該当する例として、公海に関する条約と他の条約との關係
及び、領事關係に関するウィーン条約と他の条約との關係を挙げている、という点には注意が必要である。つまり、
公海に関する条約と公海に関連する規定を有する他の条約との關係、又は、領事關係に関するウィーン条約と領事關
係を規定する他の条約との關係を、「同一の事項に関する」条約の關係に該当すると I.L.C は認めていた、と解すこ
とができる余地もあるように思われるのである。例えば、公海に関する条約については、同条約と奴隷取引の抑止に
関する国際条約 (具体的に言えば、一八九〇年のアフリカの奴隷取引の抑止のためのブラッセル一般議定書や一九二
六年の奴隷条約など) との關係が公海条約の起草過程においては問題となっていた⁽²⁰⁾。この両条約の關係は、条約法会

議での Sinclair や Waldoock の立場からすれば、「同一の事項に関する」条約の関係には該当しないであろうが、ILC のコメントリーの立場からすれば、「同一の事項に関する」条約の関係に該当するという解釈が可能なるように思われる。同様に、領事関係に関しては、従来より二国間の通商航海条約で規律されることもあったが、このような二国間の通商航海条約と領事関係に関するウィーン条約との関係が、「同一の事項に関する」条約であると解される余地が、第二六条二項（現行第三〇条二項）のコメントリーからは残されているように思われる。先に述べたように ILC の討議において、「同一の事項に関する」という文言は一体どういう意味であるのかということについて、全く争われた形跡がないため、ILC 自体が「同一の事項に関する」という文言の意味を広狭いずれに解していたかはほとんど伺い知ることができないが、ILC の第二六条二項（現行条約法条約第三〇条二項）のコメントリーだけを読めば、「同一の事項に関する」という文言を、条約法会議で考えられているものよりも、広く解することも可能であるように思われるのである。

以上では、「同一の事項に関する」という文言の意味を、条約法条約第三〇条の起草過程より検討したわけであるが、そのことより、条約法会議において、Sinclair 及び Waldoock は、「同一の事項に関する」という文言の意味を厳格に解釈していたということがわかる。したがって、実際に条約法会議を経て採択された第三〇条が適用を予定していた条約関係は、あまり広いものではなかったと考えられるのであり、このような条約法会議での議論を重視するならば、実際に「同一の事項に関する」条約関係に該当するような条約関係は、元の条約とその後の改正条約との関係及び、元の条約とその後の修正条約との関係ぐらいになってしまつように思われるのである。実際、条約法条約第四〇条四項は、「条約を改正する合意は、既に条約の当事国となつていてる国であっても当該合意の当事者とならないものについては、拘束しない。これらの国については、第三〇条 4 (b) の規則を適用する。」と定めているが、そのこと

により、旧条約と改正条約との関係が「同一の事項に関する」条約の関係であると考えられていることは確かであろう。つまり、「同一の事項に関する」条約の関係であるためには、両条約の規律事項のすべてがほぼ一致していなければならないように思われるのである。ただし、ILCによる第二六条二項のコメンタリーの立場を考慮すれば、「同一の事項に関する」という文言を、条約法会議で考えられているものよりも、広く解することがやはり可能であるように思われるのである。つまり、前後二つの条約中に単に同じ内容を規定する条項があるということによって、その前後二つの条約関係を「同一の事項に関する」条約の関係とみなし、第三〇条二項を適用するという可能性も、ILCの一九六六年の段階では、決して放棄されていなかったように思われるのである。このことから考えると、条約法条約第三〇条二項と、第三〇条三項及び四項とは、共に「同一の事項に関する」相前後する条約間の関係を取り扱っているが、その取り扱う条約間の関係が異なっており、その「同一の事項に関する」という意味に解釈の差があることが示唆されるように思われるのである。したがって、条約法条約第三〇条の起草過程の立場からは、「同一の事項に関する」という文言は、広狭いずれにも解される可能性があるものであり、この文言の解釈をめぐっては、なお、対立の余地が残されていたように思われるのである。

(二) 条約の前後の決定基準

条約法条約第三〇条を適用する上で、もう一つ考慮されなければならないことは、はたして条約の前後はどのような基準で決定されるのであろうか、ということである。つまり、二つの条約が存在する場合に、どちらの条約が前の条約でどちらの条約が後の条約であるかを決定するのは、どのような基準であるのか、という問題である。

この問題、すなわち、条約の前後を決定する基準は何かという問題が、初めて詳しく検討され、議論されたのも、

やはり条約法会議においてであった。英国代表の Sinclair は、一九六八年の条約法会議において、この問題につき次のように述べていた。

「……ときおり、どちらが前の条約でどちらが後の条約であるのかを決定することが、困難な場合がある。A 条約（一九六四年署名・一九六六年効力発生）と B 条約（署名・効力発生がともに一九六五年）が存在する場合、どちらの条約が前の条約であるということになるのだろうか。効力発生日がその決定基準であるという理由で、B 条約が前の条約であるとみなされるとしても、では A 条約が一九六四年に暫定的に効力を発生していたとすれば、解答はまた違ったものとなるのである。別の例を挙げれば、ある多数国間条約が一九六〇年に署名のために開放され、A 国が一九六一年にこの多数国間条約を批准し、そしてこの多数国間条約が一九六二年に効力を発生したとする。その後で、A 国と B 国が（この多数国間条約と）同一の事項に関する二国間条約を一九六三年に締結し、この二国間条約が一九六四年に効力を発生したその後に、B 国が先の多数国間条約に一九六五年に加盟したとする。この場合、はたしてどちらの条約が前の条約であり、どちらの条約が後の条約であるのか。A 国の側からすれば、多数国間条約の方が前の条約であるが、B 国の側からすれば、この多数国間条約は後の条約である」⁽²⁾。

Sinclair は、一九六八年の条約法会議においてこのように問題の提起をした後に、一九六九年の条約法会議において、この問題について、再び次のように述べた。

「……『相前後する』という言葉には、曖昧なところがある。というのは、二つの条約のうち、どちらが後の条約であるのかを決定するのは困難だからである。A 条約（一九六四年署名・一九六八年効力発生）と B 条約（一九六五年署名・一九六六年効力発生）が存在する場合、どちらの条約が前の条約とみなされるべきかという問題が発生する。私の意見では、条約の前後を決定する日は条約の採択日であるべきである」⁽³⁾。

つまり、この発言から、条約の採択日こそが条約の前後を決定する基準である、と Sinclair が考えていたという

ことがわかるのである。この Sinclair の見解、つまり、条約の採択日が条約の前後を決定する基準であるという見解は、同じく Waldock にもいつても、認められていた。Waldock は Sinclair のこの発言を受けて、この問題に対する自己の見解を、次のように述べた。

「二つの条約のうちどちらの条約が後の条約であるかを決定する上で、条約の効力発生日ではなく、条約の採択日こそが決め手となるべきであると考えた英国代表 (Sinclair) は正しかった、と私は考える。この考え方は、国際法委員会の意図によっても確認されている、と私は理解する。これ(条約の前後を決定するのは、条約の採択日であるという考え)の背後にある考え方は、後の条約が採択されたときに新たな立法意図が存在する、いいかえれば、後の条約で表明された意図は前の条約で表明された意図に優先するよう意図されているとみなされるべきである、というものである。したがって、条約の採択日こそが条約の前後を決定する日であるべきである」ということは、当然のことである。⁽²³⁾」

この Sinclair 及び Waldock の見解を受けて、条約法会議にセイロン代表として出席していた Pinto もまた、次のように述べて、条約の採択日こそが条約の前後を決定する基準であるということを確認していた。

「条約の前後を決定するのに重要な日は、新条約のテキストが最終的にかつ公式に制定された日であるべきである、と私は結論する。……私は、その説明(条約の前後の決定基準についての Waldock の説明)に同意し、どちらの条約が前の条約であるかを決定する際には条約テキストの採択日が重要であるという趣旨の一文を ILC 最終草案第二六条(現行第三〇条)に付け加えることによって、同第二六条の立場を明確にすることが望ましい場合がある、と考える。⁽²⁴⁾」

ここでもやはり、条約法会議において、Sinclair 達のこのような考え方に對して、どこの国の代表からも異議が唱えられなかったことや、本会議において ILC 最終草案第二六条が反対なく採択されたことに着目すれば、第三〇条の起草過程上、条約の前後を決定するのは条約の効力発生日ではなく、条約の採択日であると考えられていた、とい

うことが理解できるのである。

以上では、条約の前後が何によつて決定されるのかという問題を、第三〇条の起草過程の議論から検討してきた。これにより、条約法条約第三〇条の起草過程においては、条約の前後を決定するのは条約の効力発生日ではなく、条約の採択日であると基本的には考えられていたということが明らかになった。つまり、あくまでも第三〇条の起草過程上は、条約の採択日こそが二つの条約の前後を決めると考えられていたのである。

ただし、J. B. Mus の指摘する次の点にも、注意を払っておくことが必要である。

「条約法条約第三〇条は、二つの条約のテキストが同時に採択された場合について何も指摘していない、ということに留意しなければならぬ」⁽²⁵⁾。

もつとも、二つの条約が同時に採択されたところで、その二つの条約のどちらかもしくは双方に、もう一方の条約との関係が明示的に規定されている場合には、まったく問題は生じないように思われるため、この Mus の指摘は、第三〇条三項及び四項の場合にしか当てはまらないと言えよう。

(三) 相前後する条約の規定が矛盾する場合の処理

以上の(一)及び(二)では、具体的な事例に条約法条約第三〇条を適用する際に検討されなければならない要件について検討してきた。そして、その検討により、①「同一の事項に関する」という文言は、広狭いずれにも解される余地があること、及び、②条約の前後の決定は条約の採択日を基準とすることの二点が、起草過程より明らかとなった。では、以上二つの要件とは別に、考慮しなければならない問題は何であろうか。それは、次の二つの問題である。まず第一の問題は、条約法条約第三〇条四項(a)に関するものである。はじめのところでも述べたように、条約法条約第

三〇条四項(a)は、「条約の当事国のすべてが後の条約の当事国となつてゐる場合以外の場合には、(a)双方の条約の当事国である国の間においては、3の規則と同一の規則を適用する。」と定めてゐる。これにより、相前後する二つの条約の規定が矛盾する場合、その相前後する二つの条約の双方に入つてゐる国同士の間では、後の条約が適用されるはずであるが、はたして、第三〇条四項(a)の規定は、このような場合のみを想定した規定であるのだろうか。つまり、相前後する二つの条約が抵触する場合だけでなく、相前後する二つの条約が単に併存して存在するときであっても、その双方に入つてゐる国の間では、条約法条約第三〇条四項(a)を適用して、後の条約を適用することができるのではないだろうか、ということが問題となるのである。ただし、この問題については、条約法条約第三〇条の起草過程で争われたというよりも、むしろ、第二章で検討する第三〇条の適用可能性が争われた事例において実際に争われた問題であるので、第二章第一節の事例の検討がすんだ後に、若干の言及を行うことにしたい。

第二に、第三〇条四項(b)の規定から生じる問題がある。これもはじめにのところで述べたように、条約法条約第三〇条四項(b)は、「条約の当事国のすべてが後の条約の当事国となつてゐる場合以外の場合には、……(b)双方の条約の当事国である国といずれかの条約のみの当事国である国との間においては、これらの国が共に当事国となつてゐる条約が、これらの国の相互の権利及び義務を規律する。」と定めてゐる。この規定の特徴は、第一章第一節のところで前述したように、次のようなものである。つまり、第三〇条四項(b)は、条約当事国間の権利・義務を決定するのがいずれの条約であるのかについてしか定めておらず、二つの条約の間の優先問題には触れてゐない、という点が問題となるのである。したがつて、第三〇条四項(b)の規定は、相前後する二つの条約が存在しかつその条約規定が互いに相容れない場合に、双方の条約の当事国である国が相前後する条約義務のうちどちらの条約義務を履行しなければならぬのか、という問題について何らの回答をも与えてゐないと言えるのである。例えば、A国とB国が締結した条約

の義務とA国とC国が締結した条約の義務が矛盾した場合、A国はいずれの条約の義務を履行しなければならぬのであろうか。この問題について、第三〇条四項(b)の文言は沈黙を保っている。したがって、ここでは、第三〇条四項(b)の規定は本当にこのような問題について対応できないのか、もしそうであるとすればその理由は何かということ、第三〇条の起草過程を通じて、明らかにしていきたい。

ただし、これも本章第一節で述べたように、先に検討した「同一の事項に関する」という文言が狭く解される場合には、ここで検討する問題はほとんど生じないように思われる、ということについては注意が必要である。例えば、一九四七年のGATTと一九九四年のGATTとの関係を検討してみたい。一九九四年のGATTは、一九四七年のGATTと若干の関連議定書・決定・了解からなるため、実質的に一九四七年のGATTと同一のものであり、一九四七年のGATTと一九四七年のGATTの関係は、「同一の事項に関する」という文言が狭く解されたとしても、「同一の事項に関する」相前後する条約の関係に該当することは言うまでもない。また、WTO協定第二条四項により、一九四七年のGATTと一九九四年のGATTとは法的に別個のものである、ということが認められている。その前提に立った上で、一九四七年のGATTにA国・B国が入っており、一九九四年のGATTにA国・C国が入っているとした場合には、条約法条約第三〇条四項(b)の適用により、A国とB国との間の関係では一九四七年のGATTが適用され、A国とC国との間の関係では一九九四年のGATTが適用されるのであり、A国は、B国又はC国との関係において、一九四七年のGATTと一九九四年のGATTのどちらの条約を適用すべきかという問題に悩まされることは全くないのであろう。つまり、「同一の事項に関する」という文言を狭く解した場合には、実際に、「同一の事項に関する」条約関係に該当するような条約関係は、先にも述べたように、元の条約とその後の改正条約、及び、元の条約とその後の修正条約といった関係ぐらになっってしまうように思われるので、そもそも、そのような二つの

条約の関係において、その二つの条約義務が抵触するような状況は、想定しづらいように思われるのである。そのような条約関係の中では、前後双方の条約の義務を引き受けてしまった国が相前後する条約義務の矛盾に直面し、その国による前後どちらかの条約義務の履行によっても一方の条約義務が損なわれるような状況は、基本的には存在しないように思われる。したがって、ここで検討する問題は、あくまでも「同一の事項に関する」という文言が広く解された場合にのみ生じる問題であるように思われる。このような前提を確認した上で、第三〇条四項(b)が抱える問題つまり、A国とB国が締結した条約の義務とA国とC国が締結した条約の義務が矛盾した場合、A国はいずれの条約の義務を履行しなければならないのであるかという問題につき、以下で検討を加えていきたい。

第三〇条四項(b)が抱える問題を考える上で、まず検討しなければならないのは、Lauterpacht (英国) がILCに提出した報告書である。一九五三年のILC第五会期において、条約法に関する特別報告者Lauterpachtは第一報告書を提出し、「前の条約義務との一致」を第一六条に規定した⁽²⁶⁾。そして、本条は、第一項において、次のように規定されていた。

「条約は、その履行が以前の条約の義務であって、当該締約国の一又は二以上の国が以前に引き受けたものと抵触する場合には、無効である」⁽²⁷⁾。

つまり、Lauterpachtによれば、二つの相容れない条約の義務が互いに抵触する場合には、前の条約の義務だけが適用され、後の条約は無効となる、というのである。本条に付された注(Notes)においては、私人間の契約とは違って、国際社会においては条約の数が限られているために、前の条約の義務に違反するような後の条約の義務を引き受けた場合には、私人間において前の契約と両立しない後の契約を結んだ場合よりも、法の一体性という概念に対して、より大きな衝撃を与えてしまうということが、その懸念として表明されていた⁽²⁸⁾。また、Lauterpachtは、次の

ようにも述べている。

「……国際裁判所が後の条約を実施することを拒否しなければならないのは、後の条約が無効であるからである。……(前
後両方の)条約の当事国が、前の条約に基づく当事国の権利に反するような方法で行動している場合には、その当事国は違法
行為を行っているのであり、後の条約には違法性が付与される……。これは、確かに、この主題を規律する法の一般原則、国
際公序という要件、及び、信義誠実の原則から生じるものである」⁽²⁹⁾。

しかし、Lauterpacht の後を受けて特別報告者となった Fitzmaurice (英国) は、この Lauterpacht の考え、すな
わち、後の条約の無効という考えを原則的には採用しなかった。Fitzmaurice は、一九五八年の ILC 第一〇会期に
おいて、第三報告書を提出し、「目的の合法性(前の条約との抵触—通常の場合)」を第一八条に規定した⁽³⁰⁾。そして、
本条は、二項において、「……第一八条は、当事国間の相互の利益交換を規定しており、当事国相互間で特別な待遇
を与えあう形で権利及び義務を定めているような相互主義的なタイプの二国間条約及び多数国間条約に主に適用す
る」⁽³¹⁾と規定した上で、第三項において、「相互主義的なタイプの条約間の非両立又は抵触の問題は、次のいずれかの
場合に生じることがある。……(a)二国間条約同士若しくは多数国間条約同士が存在する場合又は二国間条約と多数国
間条約が存在する場合であって、……(iii)二つの条約が部分的には共通の当事国を有しており、部分的には異なる当事
国を有している場合……」⁽³²⁾と規定していた。その上で、このような条約間の抵触を解決する規則として、第一八条六
項は、次のように規定していた。

「第一八条三項(a)(iii)の場合、前の条約と後の条約の間に何らかの抵触が存在する限りにおいては、前の条約が、二つの条約
の双方の当事国と前の条約だけにしか入っていない当事国との間の関係では、優先する。しかし、後の条約が当然に無効であ
るとは考えられず、二つの条約が抵触していることを理由に、双方の条約に入っている当事国が後の条約を履行できない若し

くは履行しない場合には、後の条約だけにしか参加していない当事国が前の条約の存在及び当該抵触について了知していなかったということを経験として、後の条約だけにしか参加していない当事国に対して金銭賠償又はその他の適切な賠償をする責任が生じることとなる⁽³³⁾。

すなわち、二つの条約の当事国が部分的にしか重なっておらずかつ二つの相前後する条約の義務が抵触する場合には、後の条約義務の無効ではなく、原則的には前の条約義務の優先によって問題を解決できると Fitzmaurice は考えていたのである。この Fitzmaurice の考え方は、前の A—B 間の条約と後の A—C 間の条約義務が矛盾した場合に A 国は、実質上、前の条約の義務を B 国との間で「優先」させているのではなく、「適用」しているのだと言えるようにも思われるが、そうではないということには注意が必要であろう。そのことは Fitzmaurice 自身、第一八条六項の規定が一九三五年のハーバード条約法草案第二二条^(c)の規定に倣っているということを確認していた、ことから明らかである⁽³⁴⁾。そのハーバード条約法草案第二二条^(c)の規定は、「国は、前の条約であつて第三国との間で引き受けた義務と抵触する義務を条約により他国との間で引き受ける場合には、前の条約により引き受けた義務が後の条約により引き受けた義務に優先する」というものであった。このことにより、Fitzmaurice が、条約の優先と条約規定(義務)の優先を同義として用いており、重点はむしろ条約規定(義務)の抵触に置かれていた、ということがわかるのである。また、Fitzmaurice が、後の条約義務の無効ではなく、前の条約義務の優先というアプローチを取った理由は、①英米私法上、後の契約は、それが前の契約と抵触する場合でも無効とはならないこと、及び、②現状ではしばしば多くの条約が公表されていないという現実があるので、前の条約が後の条約と抵触しかつ前の条約の存在が後の条約にしか入っていない当事国に通知されていなかった場合に、後の条約を無効とする措置をとることにより、後の条約にしか入っていない国を処罰する結果になつてはいけないということ、であった⁽³⁶⁾。

しかし、Fitzmaurice の後を受けて特別報告者となった Waldock (英国) の頃になると、現在の条約法条約第三〇条の考え方(すなわち、条約当事国のそれぞれの権利義務関係はそれぞれの条約により決定するのであり、条約間に序列は存在しないという考え方)が見られるようになる。Waldock は、一九六四年の ILC 第一六会期において、第三報告書を提出し、「相抵触する条約規定の優先」を第六五条に規定した⁽³⁷⁾。そして、本条は、第六五条四項において、次のように規定されていた。

「二つの条約が抵触しかつ条約の当事国のすべてが後の条約の当事国となっている場合以外の場合には、(a) 双方の条約の当事国である国と前の条約のみの当事国である国との間においては、前の条約が優先する……(c) 双方の条約の当事国である国と後の条約のみの当事国である国との間においては、後の条約が優先する。但し、後の条約のみの当事国である国が前の条約の存在について了知しておらず、かつ、前の条約が双方の条約の当事国である国に対して依然として有効である、という⁽³⁸⁾ことを条件とする。」(傍点筆者)

この第六五条四項(a)及び(c)の規定では、「優先する」という文言が使用されているが、これは第六五条四項(c)の但書の規定さえ存在しなければ、実質的に、「適用される」といいかえてもよい規定であろう。また、この第六五条自体が、Waldock の第三報告書の中の『条約の適用及び効果』という一節におかれていることから、この第六五条が条約間の「優先」ではなく、「適用」を実質的に規定していると考えられることができるように思われる。しかし、仮に、このような捉え方が行き過ぎたものであるとしても、少なくとも Waldock は、「優先」という問題と「適用」という問題を明確には区別していなかったように思われるのである。この第六五条の規定の中でとりわけ特徴のある規定は、第六五条四項(c)の但書の規定であろう。この第六五条四項(c)の但書により、二つの条約の当事国が部分的にしか重なっておらずかつ二つの条約が抵触する場合には、依然として Fitzmaurice がとったアプローチ、すなわち、

前の条約が優先するというアプローチが生き残る余地があるのである。この第六五条四項(c)については、Waldock が次のような説明を与えていた。

「第六五条四項(c)に関しては、双方の条約に入った国は、自国と後の条約のみの当事国である国との間においては、後の条約に基づき自国の義務を履行しないことにより原則として責任が生じ、ということとは明らかであるように思われる。しかしながら、後の条約を締結する際に、当該後の条約が前の条約に基づく義務を侵害しているということを後の条約のみの当事国である国が知している場合には、後の条約のみの当事国である国は双方の条約の当事国である国に対して当該後の条約を援用する権利はない、と考えられる。この見解は、原則として、正しいように思われるので、第六五条四項(c)の但書はこのように規定された」⁽³⁹⁾。

このようにWaldock の第六五条四項(c)においては、二つの条約の当事国が部分的にしか重なっておらずかつ二つの条約が抵触する場合には、前の条約が優先する余地が依然として残されていたが、この第六五条四項(c)の但書の規定は、最終的には、ILCにおける討議を通じて削除されることになる。一九六四年のILCの討議より、削除の理由を探してみると、de Luna（スペイン）やAgo（イタリア）の次のような意見が参考になると思われる。まず、de Luna は、次のように述べて、第六五条四項(c)の但書について、反対をしていた。

「現存するあらゆる条約について国は完全に知していなければならない、という国際法の規則は存在しないと考える。条約は、数が増え続けているし、複雑さも増してきている。……第六五条四項(c)の但書が国際法の漸進的発達に寄与するものがある、とは考えられない」⁽⁴⁰⁾。

また、Ago も次のように述べていた。

「第六五条四項(c)は、優先の問題とは関係がない。なぜなら、前の条約がA国とB国との間の関係を規律し、後の条約がA

国とC国との間においては使用されるということは、明らかなことだからである。第六五条四項(c)によれば、A国がB国との前の条約に既に拘束されているということを知りながら、C国がA国と後の条約を締結した場合には、C国は当該後の条約の履行を要求できない、ということになってしまう。そうではなくて、当該後の条約は完全に有効であると私は思う。C国が(A国とB国との)前の条約について了知していようがまいが、A国と条約を締結したC国には、全く過失がない。責任があると考えられるのは、A国である。……前の条約が存在するからといって、又は、後の条約のみの当事国である国が前の条約の存在について了知していたという事実があるからといって、後の条約に基づく義務を履行しない抗弁として、それらを主張することはできない。第六五条四項(c)の但書のような規則を国際関係に導入することは、大変危険である。なぜなら、後の条約のみの当事国である国が、条約交渉中に、前の条約について了知していたかどうかを証明することは、大変困難なことでもあるからである。⁽¹⁾

つまり、①国際社会においては、条約の数も複雑さも増加し続けているので、既存の条約の完全な了知を国に求めることは不可能であること、②後の条約のみの当事国ではなく、双方の条約義務を引き受けてしまった国にこそ、過失があるということ、③後の条約のみの当事国である国が、相手国が引き受けた前の条約の義務の存在について了知していたのかどうかを証明することは大変困難であること、といった理由により、第六五条四項(c)の但書は、削除されたのである。そして、この第六五条四項(c)の但書が削除された形、すなわち、第六五条四項(a)及び(c)の前半部分⁽²⁾が、実質的に、一九六四年に起草された条約法に関するILC条文草案では、第六三条四項(b)及び(c)の規定(この規定については、本稿注18)を参照)となり、一九六六年の条約法に関するILC最終草案第二六条四項(b)及び(c)の規定(この規定については、本稿注16)を参照)並びに現行の条約法条約第三〇条四項(b)の規定へとつながっていくのである。

では、ここで最初に提示した問題、すなわち、相前後する二つの条約が存在しかつその条約規定が互いに相容れな

い場合に、双方の条約の当事国である国が相前後する条約義務のうちどちらの条約義務を履行しなければならぬのかという問題は、一九六四年の条約法に関する I.L.C 条文案案以降の規定(すなわち、一九六四年の条約法に関する I.L.C 条文案案第六三條四項 (b) 及び (c) の規定、一九六六年の条約法に関する I.L.C 最終草案第二六條四項 (b) 及び (c) の規定、及び、条約法条約第三〇條四項 (b) の規定) では、どのように考えられなければならないのであろうか。この問題については、一九六六年の I.L.C 第一八會期において、委員達が一九六四年の I.L.C 条文案案第六三條をめぐって次のような発言をしたことが参考となる。まず、Jiménez de Aréchaga (ウルグアイ) は、次のように述べていた。

「一九六四年の I.L.C 条文案案第六三條の示唆するものは、次のようなものである。つまり、二つの矛盾する義務を引き受けた国はそのうちのどちらか一方の義務に従うことを自由に選択できるということであり、また、当該国の唯一の義務はその国が履行することを選択しなかった方の条約の当事国に対して賠償しなければならない、ということである。……後の条約が前の条約に明らかに違反している場合に、前の条約に優先性を付与するという考えを拒否したことによって、委員会は二つの条約を実質的に同じ平面に置いたのである」⁽¹²⁾。

つまり、国家責任の問題は残るけれども、二つの相容れない条約義務を引き受けた国は、どちらの条約義務を履行するかを自由に選択できるのが条約法条約の立場であるというのである。このような立場(つまり、「自由選択 + 国家責任」という立場)はその他の多くの委員達によっても認められていたところである。例えば、Agó も次のように述べて、二つの相容れない条約義務の狭間に立つ国は自国が履行する条約義務を自由に選択でき、その後は国家責任の問題である、ということを認めていた。

「それぞれ別々の当事国と時間的に前後して、ある国が、一方の条約を履行すればもう一方の条約が履行できなくなってしまうような二つの条約を締結する場合に、優位性又は優先性が後の条約よりもむしろ前の条約に付与されるべき理由を私は理

解できない。また、前の条約を締結した国の権利を保護することが後の条約を締結した国の権利を保護することよりも重要であるべき理由を、私は理解できない。……A国がB国に武器を供給することを約束する条約をA国がB国と最初に締結し、その後になって、B国に武器を供給しないことを約束する条約をA国がC国と締結するということは、容易に生じうることである。この二つの条約の内、どちらが目的においてより一般的であり、また、どちらが平和のためにより重要であろうか。この問題に対してアプリアリに回答を与えることは不可能であり、また、どのような行動をとることが国際法の発展により望ましいかを決定することも不可能である。……責任の問題に関する規定を別として、……委員会は、ある国がそれぞれの当事国と相前後して締結した条約間の優先・優位という考えを導入することを避けるべきである。⁽⁴³⁾」。

このような考え方、つまり、二つの相容れない条約義務の狭間に立つ国は自国が履行する条約義務を自由に選択でき、その後は国家責任の問題であるという考え方には、もちろん反対の委員がいなかった。例えば、Tunkin（ソ連）は、一九六六年のILC第一八会期において、次のように発言していた。

「私は、第六三条で規定された諸規則に反対するものではなく、当該条文を有益なものと考えている。しかし、第六三条が現在のような形であれば、この条文は、一般的な危険、つまり、新しい条約が前の条約に違反して締結されるという可能性に対抗できない。実際、第六三条の本文は、そのような場合（つまり、新しい条約が前の条約に違反して締結される場合）が通常のことである、と述べているように解釈することができる。委員の中には、国が後に条約を締結する自由について主張するものもいたが、同じく当該国は前の条約で規定された義務を自由意思で引き受けたのであり、その前の条約義務は拘束的である、ということをお忘れはならない。⁽⁴⁴⁾」。

しかし、結局は、一九六四年の第六三条四項(b)及び(c)の規定が、内容的には全く変更を受けずに（つまり、前の条約の優先という原則を同条に挿入することなく）、一九六六年の条約法に関するILC最終草案第二六条四項(b)及び(c)の規定並びに現行の条約法条約第三〇条四項(b)の規定へとつながっていくことを考えると、ILCが採用したのは、

やはり「自由選択＋国家責任」というアプローチであったと言えるように思われる。このことは、次のような Walldock の発言からも窺える。

「多くの委員は、条約のヒエラルキーという考えを第六三条に導入することに反対していたように思われる。そして私も、この意見を支持する。ある意味で、委員会は、ユス・コーゲンスに関する条文を導入することによって、条約のヒエラルキーという考え方を受け入れたが、もし委員会がもう一步進んで、その性格（character）により他の条約に優先するようなる特別な種類の条約を規定する場合には、それは完全に新しいアプローチになってしまい、この条約にユス・コーゲンス的な性質を与えてしまう恐れがある⁽⁴⁵⁾」。

このことから考えると、相前後する二つの条約が存在しかつその条約規定が互いに相容れない場合に、双方の条約の当事国である国が相前後する条約義務のうちどちらの条約義務を履行しなければならないのかという問題は、結局のところ、双方の条約の当事国である国がどちらの条約義務を履行するかにつき自由に選択できる（もちろん、賠償の問題、つまり、国家責任の問題は残るが）という結論に、起草過程上は落ち着いたように思われるのである。

以上では、条約法条約第三〇条四項^(b)の規定が抱える問題、つまり、相前後する二つの条約が存在しかつその条約規定が互いに相容れない場合に、双方の条約の当事国である国は相前後する条約義務のうちどちらの条約義務を履行しなければならないのかという問題について、条約法条約第三〇条の起草過程での議論を通じて、検討してきた。このことにより、Lauterpacht から Fitzmaurice や Waldock を経て、現行第三〇条へと至る過程において、この問題については、ILC においても考え方が大きく推移したということが分かった。A 国と B 国との前の条約義務と A 国と C 国との間の後の条約義務が矛盾する場合、Lauterpacht は、A 国と B 国との間の前の条約義務に違反するような A 国と C 国との間の後の条約はそもそも無効であるという立場であった。しかし、Fitzmaurice の時には、A 国と C

国との間の後の条約義務の無効という法理ではなく、A国とB国との間の前の条約義務の優先という法理でこの問題が処理されるようになり、Waldockに至っては、A国とB国との間の前の条約義務が優先する場合を認めつつも、基本的には、二つの条約義務は対等・等価値である、という立場でこの問題が処理されるようになったのである。このWaldockの立場がさらに強化されて、一九六四年の条約法に関するILC条文章案第六三條四項(b)及び(c)の規定一九六六年の条約法に関するILC最終草案第二六條四項(b)及び(c)の規定、及び、条約法条約第三〇條四項(b)の規定では、A国とB国との前の条約義務とA国とC国との間の後の条約義務が矛盾する場合には、A国は前の条約義務で、も後の条約義務でも、自分の好きな方の条約義務を選択し履行できる(但し、国家責任の問題は依然として残る)、ということに最終的に落ち着いたのである。

本章では、条約法条約第三〇條の起草過程における議論を検討した。そのことにより、条約法条約第三〇條が抱える限界及び問題点が明らかとなったように思われる。では、この起草過程での理論的な問題が、現実の国際社会の中で条約法条約第三〇條の適用可能性が争われうるケースにおいて、どのような形で生じているのであろうか。次章では、実際に条約法条約第三〇條の適用可能性が争われうるケースを検討することにより、起草過程での第三〇條の捉え方と現実のケースを通じた第三〇條の捉え方の間に乖離があるのかどうかを検討し、その上で、条約法条約第三〇條の抱える意義と限界を明らかにしていきたい。

第二章 条約法条約第三〇條の援用事例とその問題の処理方法

本章では、現実の場面において、どのように条約法条約第三〇條が適用されているのか、又は、どのように条約法条約第三〇條が適用される可能性があるのかを検討することによって、条約法条約第三〇條が持つ現実的な意義と限界

界について検討していきたい。

第一節 援用事例の検討

(一) 援用事例

(A) みなみまぐろ事件

本件は、日本が自主的に実施していたみなみまぐろ調査漁獲が国連海洋法条約（以下、UNCLOS）に違反するとして、オーストラリアとニュージーランド（以下、豪・NZ）がUNCLOSに基づく仲裁裁判により解決を求めていたものである。⁽⁴⁶⁾ 本件で問題となった論点のうち、本稿との関連でとりわけ重要であるのは、UNCLOSの紛争解決手続（同条約第一五部第二節に定める手続）とみなみまぐろの保存のための条約⁽⁴⁷⁾（以下、CCSBT）の紛争解決手続（同条約第一六条）のうち、どちらの条約の紛争解決手続が適用されるのか、という点である。この点について、仮に両当事国及び裁判所が、UNCLOSとCCSBTとの関係を同一の事項に関する相前後する条約の関係であると捉えていたとすれば、本件では、条約法条約第三〇条の規定、とりわけ、第三〇条二項及び四項^(a)の規定の適用により、両条約の適用関係が決定されることになろう。しかし、両当事国及び裁判所は、UNCLOSとCCSBTとの関係をそもそも同一の事項に関する相前後する条約の関係と捉えていたのであるか。以下では、両当事国それぞれの先決的抗弁書及び答弁書、並びに、判決本文を分析することにより、この点につき検討を加えていきたい。

まず、日本側の主張を検討すると、日本は、UNCLOSとCCSBTとの関係が明らかに同一の事項に関する相前後する条約の關係に該当すると考えていたようである。このことは、日本がその先決的抗弁書の中で、次のように主張していたことから明らかである。

「CCSBTの特別法的な性格に密接に関連して、さらに検討すべきは、同一の事項に関する相前後する条約の関係を検討することである。条約法に関するウィーン条約第三〇条は、次のように規定している。……UNCLOSがCCSBTより「前の」条約であるということは疑うことができない。UNCLOSは世界的な注目を浴びて採択されたのに対し、CCSBTは一九九三年に採択された。当事国は、CCSBTの前文(「UNCLOSが一九八二年に採択されたことに留意し」)において、UNCLOSの時間的優先性に明確に留意した。豪・NZが援用したUNCLOSの実体規定は、同一の事項に関する後の条約を締結することを明らかに予見するものである。……それゆえ、同一の事項に関する二つの相前後する条約の後法としてのCCSBTがUNCLOSに取って代わる又は優先する(replaces or prevails)というのが、実際の結論(substantive conclusion)である。つまり、CCSBTは、この条約がみなまぐる漁業についての保存及び協力に関する締約国の義務を具体化する(particularizes) 限度において、UNCLOSに取って代わった(supplanted)のである。……このことは、CCSBTの実体規定と同条約の手続規定(第一六条を含む)との両方に当てはまるものである。それゆえ、CCSBTは、みなまぐるの保存及び協力の問題に関して、UNCLOSを援用することをいっそう排除する(excludes)ものである」⁽⁴⁸⁾。

つまり、この先決的抗弁書により、日本が、①UNCLOSとCCSBTとの関係が、同一の事項に関する相前後する条約の関係に当たり、それゆえ、本件紛争を条約法条約第三〇条四項^(a)の適用で解決できると考えていたこと、及び、②条約の前後は条約の採択日で決定すると考えていたこと、がわかる。しかし、先ほど第一章で検討したように、「同一の事項に関する」という文言の意味についての条約法会議での議論からすれば、UNCLOSとCCSBTがそもそも同一の事項に関する相前後する条約の関係に該当すると考えられるのであろうか。UNCLOSは海洋に関するすべての問題について法的秩序を確立することを目指した条約であるのに対して、CCSBTはあくまでもみなまぐるという特定の種の保存及び最適利用を確保することを目指した条約である。したがって、「同一の事項に関する」という文言を厳密に解釈するという条約法会議での議論からすれば、条約の規律対象及び規律事項のすべ

てがほとんど一致していないように思われるUNCLOSとCCSBTでは、そもそも同一の事項に関する相前後する条約に該当するとはみなされない可能性があるのである。そこで、UNCLOSとCCSBTの二つの条約の関係については、日本側は、UNCLOSとCCSBTとの関係をそれぞれ一般法と特別法との関係と捉え、*lex specialis derogat lege generali*（特別法は一般法を破る）の法原則の適用によっても、本件紛争を解決しようとしていた。この点につき、日本は、次のように述べていた。

「豪・NZが無視した本件の重要な特徴は、UNCLOSとCCSBTとの関係において、UNCLOSが一般法であり、CCSBTが特別法である、ということである。……そのような状況においては、特別法は一般法に優先する、と法は指示（dictates）している……。……CCSBTの前文は、『オーストラリア、日本国及びニュージーランドが、みなみまぐろの保存及び管理のための措置を既に講じてきたこと』を想起している。同条約は、『関連する国際法の諸原則に基づく締約国の権利及び義務』に触れており、また、『みなみまぐろの保存及び最適利用を確保するため、協力する』必要性に触れている。そして、同条約は、『海洋法に関する国際連合条約が一九八二年に採択されたこと』に留意している。この文言の一般性（generality）は、偶発的なものではない。UNCLOSに基づくオーストラリア、日本国及びニュージーランドの義務は、性質的に極めて一般的であり、高度回遊性魚種の保存及び管理に際して、UNCLOSの他の締約国と協力する義務を定めたものにすぎない。（それに対して）、CCSBTは、高度回遊性魚種の保存及び管理のための実質的な取極を発展させる際に協力するというUNCLOSに基づく義務を、オーストラリア、日本及びニュージーランドの三ヶ国が認めたことの一つの結果である。CCSBTは、二つの点で重要である。まず第一に、CCSBTそれ自体は、同条約の三締約国が、みなみまぐろという魚種に関して協力する義務を履行するものである。第二に、法的拘束力のある文書の中に、CCSBT締約国が協力するという約束（commitments）を履行する手続を定めることによって、CCSBTは、みなみまぐろについての協力をまつわる義務を具体化した⁽⁴⁹⁾」。

さらに、UNCLOSとCCSBTとの適用関係はUNCLOSの第三十一条が規律する、という豪・NZ側の主張に対して、日本側が口頭弁論で次のように述べていたことにも、UNCLOSとCCSBTとの適用関係を考える上では、留意しておく必要があるように思われる。

「……豪・NZは、みなみまぐる条約と国連海洋法条約の関係を後者の第三十一条が規律する、と反論する。しかし、同条二項が規定するように、みなみまぐる条約は国連海洋法条約と両立する協定であって、みなみまぐる条約上の三国の権利・義務は他の国連海洋法条約当事国の権利享受や義務履行を妨げるものではない。またみなみまぐる条約は、国連海洋法条約の運用を「変更し又は停止する」ものではなく、国連海洋法条約の趣旨・目的の効果的な実現のために逸脱不能な同条約の諸規定に關係するものでもなく、さらに同条約の「基本原則の適用」に影響を及ぼすものでもないので、第三十一条三項はみなみまぐる条約に適用されず、したがって同条四項に定める通報の義務も生じない。実際みなみまぐる条約は、国連海洋法条約の「他の条の規定により明示的に認められている国際協定」なのであって、第三十一条「ママ条」の規定に影響されない（同条五項）。つまり国連海洋法条約第三十一条の諸規定は、みなみまぐる条約とくにその第一六条の効力を損なうものではないのである」⁽³⁰⁾。

このように述べて、日本側は、他の国際条約との関係を規律するUNCLOS第三十一条の規定が存在するからといって、CCSBT第一六条の効力が損なわれるわけではない、と考えていたのである。

次に、豪・NZ側の主張を検討していきたい。まず、豪・NZ側は、UNCLOSとCCSBTとの関係をどのように捉えていたのであるか。この点につき、豪・NZは、その答弁書の中で、次のように主張する。

「日本は、*lex posterior*、*lex specialis derogat lege generali*（特別法は一般法を破る）及び*lex posterior derogat priori*（後法は前法を破る）という格言を援用することによって、CCSBT第一六条がUNCLOS第一五部の手続の援用を排除するものではないという結論を避けようとした。日本は、これらの格言を法の一般原則

として考えている。これらの原則が援用できない理由はさまざまあり (manifestly) それは以下で述べられる。これらの原則が援用できない理由は、次のように要約されうる。第一に、これらの原則は、二つの条約のテキストの間に不一致 (inconsistency) がある場合にのみ適用されるものであるが、述べてきたように、二つの条約のテキストの間には不一致は存在しない。第二に、たとえそのような不一致があったとしても、二つの条約の間関係が主要な (dominant) テキストの中で明示的に述べられている場合には、条約の抵触に関する一般規則を援用する必要もしくは余地はない。……つまり、たとえ二つの条約のテキストが不一致であるとみなされるとしても、両条約の当事国の間においては、UNCLOS と他の協定との関係について定めた UNCLOS の明示の規定が優先する。……UNCLOS は、一九九三年の CCSBT より以前の一九八二年に採択された。しかし、そのことによって、後法としての CCSBT が UNCLOS に優先するという (日本が述べたような) 自動的な結論が導かれるわけではない。……この問題 (UNCLOS と CCSBT の適用関係の問題) は UNCLOS の第三十一条によって明示的に取り扱われているということを考慮すれば、条約法に関するウィーン条約第三〇条、第四一条及び第五九条の規定を検討する必要はない^[1]。

つまり、豪・NZ は、①UNCLOS と CCSBT の間に不一致が存在しないこと、及び、②UNCLOS と他の国際協定との適用関係は UNCLOS (第三十一条) で明示的に規定されていることを理由に、本件には、特別法優先の原則も後法優先の原則も適用されないと考えていたのである。

豪・NZ の①の主張に関連して言えば、この豪・NZ の主張は、条約法条約第三〇条三項及び四項 (a) を適用する際の適用条件について言及したものであると言えるように思われる。確かに、日本が主張するように、本件に条約法条約第三〇条四項 (a) を適用して CCSBT が UNCLOS に優先すると主張したとしても、第三〇条四項 (a) は前の条約と後の条約が両立しないときに後の条約を適用すると述べているにすぎないので、そもそも両条約が両立する場合には、やはり、前の条約である UNCLOS の義務は残ると解釈できるように思われるのである。したがって、UNC

LOSとCCCSBTが両立することについては日本側も異議を唱えていない⁽⁵²⁾ということもあわせて考えると、条約法条約第三〇条四項^(a)の規定によりCCCSBTがUNCLOSに優先するという日本の主張には、少し無理があると言わざるを得ないようにも思われるのである。⁽⁵³⁾その一方で、杉原高嶺が、次のように指摘している点にもまた、注意を払っておく必要があるように思われる。

「……日本のlex specialisあるいはlex posteriorの原則の援用に対して、豪・NZは正面から反対している。両国によれば、これらの原則は二つの法（条約）に抵触がある場合のみ適用されるとする。……一般に、同じ締約国が同一の事項について抵触する条約をつづいて締結することはあまり考えられないとすれば、このような限定的見方はlex specialis原則の適用性を事実上排斥することになりかねない。」⁽⁵⁴⁾

このことは、lex specialisの原則についてのみ主に考察されているが、lex posteriorの原則についてもまた、全く同じことが言えるように思われる。つまり、二つの条約の間に抵触がある場合にしか、lex posteriorの法理、ひいては条約法条約第三〇条三項及び四項^(a)が使えないとすれば、それは、条約法条約第三〇条の適用可能性を著しく制限してしまうことにもなりかねないように思われるのである。

また、この豪・NZの答弁書から、両国も日本と同様に、条約の採択日によって条約の前後を決定すると考えていたことが分かるのである。

では、裁判所は、UNCLOSとCCCSBTとの関係をどのように考えていたのであろうか。この点につき、裁判所はまず、次のように述べた。

「……一国の行動が二つ以上の条約に基づくその国の義務に違反し得ないという理由はない。条約は、しばしば、その実体規定及びその条約に基づいて生じる紛争解決規定の両方において、並立して(parallelism)存在する。……国家実行において、

実施条約の締結は、必ずしも、枠組条約が当該実施条約の締約国に課した義務を無効にする (vacate) というわけではない。…… UNCLOS 第一一七条や第一一九条の規定は、CCSBT の中には見られない。UNCLOS のこれらの規定は、総漁獲可能量が CCSBT において合意されなかった場合や CCSBT 委員会での協力が得られなかった場合でさえも、有効である。……さらに、CCSBT の解釈及び履行に関する紛争は、同条約が UNCLOS に規定された一般的な原則を履行することを目指していたという理由によって、UNCLOS の解釈及び適用と全く関係がないというわけではない。したがって、みなまぐる資源の管理における日本の役割、とりわけ日本の一方的な調査漁獲に関する豪・NZ と日本との間の紛争は、一九九三年の CCSBT に主に関わる紛争であるが、UNCLOS によって生じるものでもある。裁判所の見解では、この結論は、UNCLOS 第三二一条二項及び五項、並びに、条約法、とりわけ条約法条約第三〇条三項に一致している⁽³⁵⁾。

裁判所が条約法条約第三〇条三項に言及している理由は、必ずしも定かではないが、このように述べたことにより、UNCLOS と CCSBT が国際社会においては併存するという立場がとられていたことが分かる。しかし、裁判所は、このように条約のパラレリズムという考え方を支持しながらも、結局は、次のように述べて、CCSBT 第一条の規定が本件においては適用されるということを認めたのである。

「今、裁判所は、UNCLOS 第二八一条一項の第二の要件、つまり、紛争の当事者間の合意が、他の手続の可能性を排除していない」という要件を検討する。これは、『この部 (UNCLOS 第一五部) に定める手続』、つまり、UNCLOS 第一五部第二節に規定する『拘束力を有する決定を伴う義務的手続』を適用する要件である。CCSBT 第一六条の文言は、UNCLOS 第一五部第一節の手続などの他の手続の適用可能性を、明示的にかつ充分な言葉で (in so many words) 排除するというわけではない。それにも関わらず、裁判所の見解では、CCSBT 第一六条に他の手続を排除する旨が記されていないことは、決定的ではない。……裁判所の見解では、CCSBT 第一六条の意図することは、UNCLOS 第一五部第二節の強制的手続から CCSBT 第一六条に基づく手続を除外する (remove) こと、つまり、紛争のすべての当事者が受け入れてい

ない紛争解決手続を特定の紛争 (a specific dispute) に適用することを排除する (exclude) ことである。……したがって、CCSBT 第一六条は UNCLOS 第二八一条一項にいうところの『他の手続を排除している場合』に該当する、と裁判所は結論する。⁽⁵⁶⁾

裁判所はこのように述べて、UNCLOS 第二八一条の文言を解釈することによって、UNCLOS 第二五部第二節に対する CCSBT 第一六条の優先的適用を認め⁽⁵⁷⁾た。これは、ある意味、UNCLOS 及び CCSBT の解釈を通じて、UNCLOS と他の国際協定との適用関係について判断したものであり、実質上、条約法条約第三〇条二項を適用して、本件紛争を解決したものであるとも言えるように思われる。つまり、本件において、裁判所が UNCLOS と CCSBT の関係を同一の事項に関する相前後する条約に当たると考えていた可能性は、否定できないように思われるのである。なお、このことは、本事件に裁判官として携わった山田中正裁判官が、次のように述べていることによっても確認されるように思われる。

「同一の事項に関する相前後する条約の適用の問題がある。ここで問題となるのは、国連海洋法条約とみなまぐる保存条約の適用関係である。一般論として、上位法は下位法に、後法は前法にまた特別法は一般法に優先するというのが、国内法、国際法を通じての原則と言えよう。ここでみなまぐる保存条約は、国連海洋法条約に対して後法でありまた特別法である。……この国連海洋法条約とみなまぐる保存条約の適用関係については、漁業問題に限定するかぎり、前者は一種の枠組み条約であり、後者は実施法と観念し、条約法条約第三〇条一に定める後者の条件の規定を発展させた考え方で解決を図ることが考え得るのではなからうか」⁽⁵⁸⁾

(B) EC 鶏肉輸入制限事件

この事件は、冷凍鶏肉について EC が行っている関税措置について、ブラジルが争ったものである。EC の油糧種

子等の生産者への補助金事件⁽⁵⁹⁾のパネル報告書の採択を受けて、ECCは、一九四七年GATTの第二八条四項に基づきブラジルを初めとする一〇カ国とその関税譲許の内容を修正する交渉を行った。そうして修正された譲許表第八〇により、ECCは、ECC域内に輸入される冷凍鶏肉について一五五〇トンまでは無税とした上で、それを超える輸入については、一トン当たり九四〇—一六〇〇ECCUの従量税を課することになっていた。そして、この冷凍鶏肉の輸入にあたり税金のかからない一五五〇トンのうち、ブラジル産鶏肉には七一〇〇トン分が割り当てられていたが、ブラジルはこの数値に満足せず、このECCが設けた一五五〇トンの枠のすべてをブラジル産の鶏肉に割り当てるべきであると主張した。ブラジルによれば、一五五〇トンの枠のすべてがブラジル産鶏肉で占められるべきことは、譲許表第八〇が作成される前の関税譲許修正交渉におけるブラジルとECC間の二国間合意により、既に決まっていたというのである。本件で問題となった争点のうち、本稿との関連でとりわけ問題となるのは、譲許表第八〇とブラジル・ECC間の二国間合意のうち、どちらが本件において適用があるのか、という点である。仮に、このブラジル・ECC間の二国間合意と譲許表第八〇との関係を同一の事項に関する相前後する条約の関係と捉えた場合には、条約法条約第三〇条三項の適用により本件は解決されるはずであるが、その点につき両当事者はどう考えていたのであるうかが以下では、この問題をとりわけ明確な形で争った上級委員会における当事者の主張及び上級委員会の判断を中心として、この問題につき検討していくことにしたい。

まず、ECCは、譲許表第八〇とブラジル・ECC間の二国間合意との関係を、次のように捉えていた。

「ECCによれば、ブラジル・ECC間の二国間合意と後の譲許表第八〇との関係は、……ウィーン条約法条約第三〇条三項に基づいて、検討されるべきである。……ブラジル・ECC間の二国間合意と譲許表第八〇は、その内容において、同じもの(identical)であるのか、同じものではないのか。もしブラジル・ECC間の二国間合意と譲許表第八〇が同じものであるなら

ば、ウィーン条約法条約第五九条一項に規定された原則が適用されなければならない。……もしブラジル・ＥＣ間の二国間合意と譲許表第八〇が同じものでないならば、前のブラジル・ＥＣ間の二国間合意は、ブラジルを初めとするすべての当事国の同意及び積極的な参加があった後の譲許表第八〇によって、変更を受ける。したがって、ウィーン条約法条約第三〇条三項が設けた規則が適用されなければならず、ブラジル・ＥＣ間の二国間合意は、その規定が後の条約の規定、つまり、譲許表第八〇の規定と両立する限度においてのみ、適用することができる⁽¹²⁾。

このことから、ブラジル・ＥＣ間の二国間合意と譲許表第八〇とがたとえ内容上同じものではない場合であっても、この両者の関係は同一の事項に関する相前後する条約の関係に該当し、本件は条約法条約第三〇条三項の適用によって解決できる、とＥＣが考えていたということが分かるのである。つまり、ＥＣは、本件において、「同一の事項に関する」という文言を広く解していたということが窺えるのである。

では、ブラジルは、条約法条約第三〇条との関連で、ブラジル・ＥＣ間の二国間合意と譲許表第八〇との関係をどのように捉えていたのだろうか。この点につき、ブラジルは、次のように主張していた。

「ウィーン条約法条約第三〇条は、本件では適用できない。……ブラジル・ＥＣ間の二国間合意をWTO協定の中に組み込むことは、前の合意の文言を変更するものではない。ブラジル・ＥＣ間の二国間合意における冷凍鶏肉に対する関税割当とWTO協定における冷凍鶏肉に対する関税割当が同じもの (identical) であり、ブラジル・ＥＣ間の二国間合意が譲許表第八〇に組み込まれている (incorporated) 場合には、ウィーン条約法条約第三〇条一項に基づいて、譲許表第八〇における関税割当がブラジル・ＥＣ間の二国間合意における関税割当と同一のもの (same) であり、したがって、譲許表第八〇における関税割当は、ブラジル・ＥＣ間の二国間合意に規定された条件に従う。ブラジル・ＥＣ間の二国間合意における冷凍鶏肉に対する関税割当とWTO協定における冷凍鶏肉に対する関税割当が同じもの (identical) ではない場合であって、譲許表第八〇の関税割当がウルグアイ・ラウンドの期間中に交渉された新たな関税割当である場合には、ＥＣは、ブラジル・ＥＣ間の二国間

合意、G A T T 第二八条及びウィーン条約法条約第二六条に基づくその義務に違反することになる。……ウィーン条約法条約第五九条及び第三〇条三項に基づくE C の主張を受け入れることは、同一の事項に関する条約の相前後という問題に関して、lex posterior derogat prior (後法は前法を破る) という法格言に過度の重要性 (undue weight) を与えることになる。ブラジル・E C 間の二国間合意の重要性を無視することは、多数国間貿易制度における安全性及び予見可能性、並びに、法的確実性 (legal certainty) といふ基本原則を損なうことになる⁽⁶²⁾。

これにより、ブラジルは、本件において、そもそも条約法条約第三〇条の適用を考えていなかった、ということが分かる。

そして、このようなE C 及びブラジルの主張を受けて、上級委員会は、ブラジル・E C 間の二国間合意と譲許表第八〇との関係について、最終的に次のように判断した。

「我々の見解では、ウィーン条約法条約の第五九条一項及び第三〇条三項を援用する必要はない。なぜなら、W T O 協定の本文及び一九四七年G A T T からW T O への移り変わりを規律する法的文書によって、譲許表第八〇とブラジル・E C 間の二国間合意との関係という問題は、本件では、解決されているからである。譲許表第八〇は、一九九四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に付属しており、一九九四年G A T T の不可分の一部を成している。譲許表第八〇そのものがW T O 協定に基づく多数国間的な義務の一部となっている。それに対して、ブラジル・E C 間の二国間合意は、……一九四七年G A T T の第二八条に基づいて、E C とブラジルによって交渉された二国間の合意である。ブラジル・E C 間の二国間合意そのものは、紛争解決了解の第一条及び第二条の意味における『対象協定 (covered agreement)』ではない。また、この二国間合意は、一九九五年一月一日に効力を発生したW T O 協定に従ってブラジルとE C が受け入れた多数国間的な義務の一部でもない。この二国間合意は、W T O 協定のどの付属書の中でも触れられていない。一九四七年G A T T に基づき効力を発生した一定の法的文書の規定は、一九九四年G A T T をW T O 協定に組み込んでいる付属書一Aの文言に従って、一九九四年G A

T Tの一部となっているが、ブラジル・E C間の二国間合意は、そのような法的文書のうちの二つではない。……W T O協定に基づくE Cに関わる義務を規定しているのは、ブラジル・E C間の二国間合意というよりはむしろ、譲許表第八〇である。それゆえ、本件紛争に法的根拠を提供し、かつ、紛争解決了解の第三条一項に基づき、国際法上の解釈の慣習的規則⁶³に従って解釈されなければならないのは、ブラジル・E C間の二国間合意というよりはむしろ、譲許表第八〇である⁶³。

つまり、譲許表第八〇だけが紛争解決了解にいう「対象協定」であるので、本件では、譲許表第八〇の義務を主に考慮するだけでよいというのが、上級委員会の判断である。このようにして、上級委員会では、譲許表第八〇とブラジル・E C間の二国間合意との関係が同一の事項に関する相前後する条約の関係か否かの問題については、全く判断が下されなかったのである。

(c) Short 事件

この事件は、一九九〇年にオランダの国内裁判所で条約法条約第三〇条の適用可能性が問題となったケースである。そのケースとは、次のようなものである。

オランダに駐留するアメリカ合衆国軍人 Short が自分の妻を殺害した。米軍当局は、N A T O 地位協定第七条に基づいて、Short の引渡を要求し、オランダ政府は、当該要求に応えようとした。しかし、Short の犯罪に対しては、合衆国統一軍事司法典第一一八条に基づき、死刑が科される可能性があった。従って、Short は、一九八〇年のオランダ・アメリカ合衆国犯罪人引渡条約第七条の規定（犯罪人引渡の被請求国の法律が死刑を認めていない場合、当該被請求国は、請求国から死刑が宣告されないまたは執行されないとの十分な保証が与えられない限り、犯罪人引渡を拒絶できる、とするもの）並びに一九五〇年のヨーロッパ人権条約及び一九八三年の第六議定書（第六議定書の

当事国は、犯罪人引渡の後に当該犯罪人が死刑を宣告される現実的な危険があり又は死刑が執行される可能性が排除されていないと考える十分な根拠がある場合には、引渡を請求している国に当該犯罪人を引渡すことを拒否しなければならぬ、と解釈できる余地があった）を根拠として、その米軍当局への引渡を差し止めるよう裁判所に求めた。ハーグ地方裁判所は Short の引渡を禁止する命令を出したが、控訴裁判所がこの命令を破棄したため、当該事案は最高裁判所に持ち込まれることになった。そして、最高裁判所は、Short の引渡はヨーロッパ人権条約に違反するから、国の引渡行為は Short に対する不法行為となるということを理由に、Short の米軍当局への引渡を禁じたのである。この最高裁判決に決定的な影響を与えたのは、法務官（Advocate General）である Strikwerda の意見であり、当該意見において、Strikwerda は、NATO 地位協定とオランダ・アメリカ合衆国犯罪人引渡条約、又は、NATO 地位協定と（第六議定書と一体となった）ヨーロッパ人権条約とが抵触するかが、並びに、それらが抵触する場合に、オランダが国際法上取るべき措置について検討を加えていた。⁽⁶⁴⁾

本稿との関連でいえば、次の二点に関する Strikwerda の見解を取り上げることが、条約法条約第三〇条が抱える問題点を考える上で、有益であると思われる。すなわち、第一に、NATO 地位協定とオランダ・アメリカ合衆国犯罪人引渡条約が、そもそも同一の事項に関する相前後する条約に該当するの否かという点、第二に、NATO 地位協定とヨーロッパ人権条約が抵触するかが、仮に抵触する場合には、第三〇条によって国家はどのような手段をとれるのかという点、の二点である。まず、第一の点について、Strikwerda は、次のように述べて、NATO 地位協定とオランダ・アメリカ合衆国犯罪人引渡条約の二つの条約が「同一の事項に関する相前後する条約」であるということを否定したのである。

「NATO 地位協定第七条第三項(a)(I)に基づけば、派遣国としてアメリカ合衆国は、Short に対する裁判権を行使する第一

次的な権利を有する。なぜなら、Short が犯した犯罪は、軍隊構成員の家族、つまり彼の妻、に対して行われたものだからである。……（加えて、）NATO 地位協定第七条第五項(a)の規定、『受け入れ国と派遣国の軍当局は、受け入れ国領域内における派遣国の軍隊構成員、文民構成員、及びその家族の逮捕、並びに、上述の規定に従って裁判権を行使できる当局へのそれらの者の引渡（handing over）について、相互に援助するものとする』に基づけば、オランダは Short を米軍当局へ引渡さなければならぬ。……つまり、NATO 地位協定第七条の規定は、オランダに対して、Short を米軍当局に引渡す（handing over）も義務づけているのである。他方、オランダ・アメリカ合衆国犯罪人引渡条約の第七条は、次のように規定している。『要請国の法律によれば、犯罪人引渡（extradition）が要求されている行為は死刑になる恐れがあるが、被要請国の法律によればそうではない場合には、犯罪人引渡は、要請国が死刑を宣告しない又は執行しないという十分な保証を被要請国に対して与えない限り、拒否できる』。アメリカ合衆国は、（Short に）死刑を宣告しない又は死刑を執行しないという保証をオランダに対して与えなかったため、オランダは、オランダ・アメリカ合衆国犯罪人引渡条約の第七条に基づいて、アメリカ合衆国への Short の引渡を拒否しなければならないのであろうか。この問いに肯定的に答えるためには、オランダ・アメリカ合衆国犯罪人引渡条約にいう犯罪人引渡（extradition）という概念が NATO 地位協定にいう引渡（handing over）という概念を含んでいることが必要であり、且つオランダ・アメリカ合衆国犯罪人引渡条約が NATO 地位協定に優先することが必要である。（しかし、オランダ議会での同条約の審議経過に照らすと、）関係関係は、NATO 地位協定にいう『引渡（handing over）』とオランダ・アメリカ合衆国犯罪人引渡条約にいう『犯罪人引渡（extradition）』とを二つの別個の法概念である、と考えていたということがわかる。（また、）一九六七年のオランダ犯罪人引渡法も、二つの概念を明確に区別して軍当局への引渡（handing over）には同法を適用しない、と規定している。そして、オランダ・アメリカ合衆国犯罪人引渡条約には、同条約に基づいて犯罪人を引渡す義務と NATO 地位協定第 7 条に基づく引渡義務との間の関係に関する規定が含まれていない。オランダ・アメリカ合衆国犯罪人引渡条約の承認法の審議文書中にも、二つの義務の間の関係についての言及はない。……これらことから、オランダ・アメリカ合衆国犯罪人引渡条約には、NATO 地位協定第七条にいう引渡という

概念は含まれていない、と言える。したがって、オランダ・アメリカ合衆国犯罪人引渡条約とNATO地位協定とは、同一の事項を取り扱っており、⁽⁶⁵⁾『後法は前法を破る (Lex posterior derogat legi priori)』という原則 (条約法条約第三〇条三項) は適用がなし」。

このように述べて、NATO地位協定とオランダ・アメリカ合衆国犯罪人引渡条約との関係では、NATO地位協定の規定も引き続き適用のあること、及び、NATO地位協定とオランダ・アメリカ合衆国犯罪人引渡条約とが「同一の事項に関する」相前後する条約に当たらないこと、をStrikwerdaは認めた。そして、そのように認められた理由、すなわち、NATO地位協定とオランダ・アメリカ合衆国犯罪人引渡条約とが「同一の事項に関する」相前後する条約に当たらないという結論を、Strikwerdaは「NATO地位協定の「handing over」概念と犯罪人引渡条約の「extradition」概念の厳密な検討から導き出したのである。つまり、NATO地位協定とオランダ・アメリカ合衆国犯罪人引渡条約との関係を考える上で、Strikwerdaは、本件において、「同一の事項に関する」という文言を、条約規定の意味を厳密に検討することにより、厳格に解したと言えるように思われるのである。ただし、StrikwerdaはNATO地位協定とオランダ・アメリカ合衆国犯罪人引渡条約とが「同一の事項に関する」相前後する条約に当たらないという結論を、NATO地位協定とオランダ・アメリカ合衆国犯罪人引渡条約そのもののそれぞれ規律する事項が同一ではない、ということから導き出したわけではない、ということには注意が必要である。つまり、このStrikwerdaの意見の立場にたっても、NATO地位協定とオランダ・アメリカ合衆国犯罪人引渡条約のような、条約の規律事項が全く同じというわけではない二つの条約中に、犯罪人の引渡といった、一見、同一の事項を取り扱っているかのように見える条約が存在すれば、この二つの条約は同一の事項に関する相前後する条約の關係に該当するとして考えることまではできるように思われるのである。このように考えれば、このStrikwerdaの意見は、「同一の事

項に関する」という文言を、決して狭くは解していないとも理解することができるように思われる。

次に、問題の第二の点、すなわち、NATO地位協定の義務とヨーロッパ人権条約の義務が抵触するか否か、そして抵触する場合には、第三〇条の規則によって国家はどのような措置をとることができるのか、という点に関する Strikwerda の見解について見ていきたい。まず、NATO地位協定とヨーロッパ人権条約の規定が抵触するか否かという点については、Strikwerda は、次のように述べて、二つの条約義務は相容れない、ということをも認めたのである。

「死刑の廃止に関するヨーロッパ人権条約第六議定書第一条は、次のように定める。『死刑は廃止される。何人も、死刑を宣告され又は執行されない』。……（一九八九年のヨーロッパ人権裁判所セーリング事件判決から判断すれば）引渡された者が、引渡された後に、拷問又は非人道的若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰を受ける明白な危険にさらされると考える十分な根拠がある場合には、（第六議定書当事国が行つ）犯罪人引渡は、ヨーロッパ人権条約第三条の違反になりうる。……ヨーロッパ人権条約第二条からすれば、死刑そのものは、ヨーロッパ人権条約第三条と両立しないものではない。したがって、引渡を要求している国家の法律では死刑になる恐れがある行為を行った犯罪人を引渡すことは、それ自体、ヨーロッパ人権条約第三条に違反するものではない。しかし、犯罪人を引渡す側の国家が、第六議定書に批准している場合には、事情は異なる。……私の考えでは、第六議定書の当事国であり且つ犯罪人の引渡を要求している国の法律では死刑になる犯罪人の引渡を行う国は、引渡された者が、引渡された後に、死刑を宣告される現実的な危険がありかつその者に死刑が執行される可能性が排除されないという十分な根拠がある場合には、ヨーロッパ人権条約第二条及び第三条に違反しているのである。したがって、オランダは、Short を米軍当局に引渡せば、第六議定書第一条と結合したヨーロッパ人権条約第二条及び第三条に違反することになる。なぜなら、引渡された後に、Short は死刑を宣告される現実的な危険があり且つ彼に死刑が執行される可能性が排除されていないと考える十分な根拠があるからである。よって、本件においては、オランダは、二つの両立しない条

約義務に実際に直面することになる。NATO地位協定第七条に基づけば、オランダは、米軍当局にShornを引渡さねばならず、一方、ヨーロッパ人権条約並びにその第六議定書によれば、オランダは、Shornを米軍当局に引渡すことを差し控えないければならないのである。⁽⁶⁶⁾

このように述べて、同意見は、ヨーロッパ人権条約の規定とNATO地位協定の規定とが抵触するということを認めたのである。そして、同意見は、ヨーロッパ人権条約とNATO地位協定が同一の事項に関する相前後する条約に当たるかどうか、つまり、条約法条約第三〇条で処理できる条約関係か否かについては、全く判断を加えずに、条約法条約第三〇条の問題点並びにオランダが国際法上とるべき措置について、次のように述べたのである。

「国際法上、条約間に序列は存在しないというのが、一般的な見解である。従って、条約の序列づけによって、非両立の条約義務のジレンマを解決することはできない。……国際法は、同一の事項に関する後の条約の適用についてのいくつかの規則を認めている。ウィーン条約法条約第三〇条は、これらの規則を法典化している。……条約法条約第三〇条はA国とB国の条約がA国とC国の条約と両立しないケースをカバーするものではない、ということも、明らかである。従って、条約法条約第三〇条は、本件で提起された問題を解決しない。私の見解では、第三〇条の規則の類推によっても、本件で提起された問題の解決とはならない。……『合意は拘束する (pacta sunt servanda)』という国際法の原則をも併せて考慮すれば、オランダは、国際法上、NATO地位協定に基づく義務とヨーロッパ人権条約に基づく義務の両方の義務を履行しなければならず、国際法は二つの条約の義務の非両立が引き起こすジレンマを解決しないと結論せざるをえない。二つの条約義務のうちどちらを国家は優先すべきかという問題について、国際法がなんらの回答をも与えないとすれば、次に問題となるのは、国家はどちらの条約義務を遵守するかを自由に決定することができるのか、ということである。本件のようなケースにおいては、国際法上、国家は、どちらの条約義務を遵守するかを選択する自由がある、ということが一般的に認められている。但し、一方の条約義務を遵守することによって、国家は、必然的にもう一方の条約に違反することになるので、当該もう一方の条約の当事国に対

つては責任を負⁽⁶⁷⁾」。

このように述べて、Strikwerdaは、A国とB国の条約義務とA国とC国の条約義務が両立しない場合、そもそも条約法条約第三〇条をはじめとする国際法では、このような条約の非両立を解決できず、A国はどちらの条約義務を履行するのも自由である、ということを確認したのである。この点が、この事件のもっとも特徴的な部分であろう。しかし、結局、本事件の処理方法としては、Strikwerdaは、次のように述べていた。

「……二つの条約のどちらも直接適用可能でない場合、二つの条約のうちの一つだけが直接適用可能である場合、二つの条約の双方が直接適用可能である場合、の三つの場合を区別しなければならぬ、と私は考える。二つの条約のどちらも適用可能でない場合には、国が行った選択もしくは国によって行われるべき選択を裁判所が評価することはできない。なぜなら、二つの条約の規則は裁判所が適用しなければならぬ国内法体系の一部ではなく、市民がこれらの規則を援用できないからである。二つの条約のうちの一つだけが直接適用可能である場合には、……直接適用可能でない条約から生じる義務を自らの選択により遵守する国が、直接適用可能な条約の規則に違反し、それゆえ直接適用可能な条約から直接に権利を援用する市民に対して不法行為を犯しているかどうかを、裁判所は判断することができる。二つの条約の双方が直接適用可能である場合には、……解釈の一般規則を適用すべきである、と私は考える。本件手続は、二つの条約のうちの一つだけが直接適用可能である場合に該当する、と私は考える。NATO地位協定第七条五項^(a)の規則は、……直接適用可能な規則ではないと考えることができるのに対して、ヨーロッパ人権条約第二条及び第三条の規則並びにヨーロッパ人権条約第六議定書第一条は、明らかに直接適用可能な規則である。したがって、国は、NATO地位協定に基づいてShortを引渡す義務を遵守することによって、Shortが援用するヨーロッパ人権条約第二条及び第三条の規則並びにヨーロッパ人権条約第六議定書第一条の権利に違反するかどうかが、それにより、国はShortに対して不法行為を犯しているかどうかを、裁判所は判断することができる。……Shortを引渡すことにより、国はヨーロッパ人権条約第一条及び第三条の規則並びにヨーロッパ人権条約第六議定書第一条に基づく

Short に対する義務に違反しているという結論から、国は Short に対する不法行為を犯しているという結論を直接的に導くことができる。……自国の国内法を援用することによって、ヨーロッパ人権条約の違反を国が正当化することが困難であるのと同様に、国が他国と締結した条約を援用することによって、ヨーロッパ人権条約の違反を正当化することは困難である⁽⁸⁸⁾。

つまり、Strikwerda は、二つの条約義務が抵触する場合、国際法上はどちらの条約義務を遵守するのも自由であるということ認める一方で、国内裁判所のレベルにおいては、当該国内裁判所で直接的に適用できる条約のみを裁判の対象とし、裁判所で直接適用可能な条約に違反しているのかどうかだけで問題解決を図ったのである。したがって、この事例においても、条約法条約第三〇条を直接的に適用して問題を解決したわけではない、ということには注意しておく必要があるように思われる。

以上で検討した Short 事件は、たしかに一国内の国内判例ではあるが、条約法条約第三〇条の解釈について独特のアプローチが取られていることから、条約法条約第三〇条について検討する際には、やはり一定の先例的価値を有するように思われる。

(二) 国際環境条約中の非締約国との貿易制限規定と G A T T 規定との抵触

現在の国際社会においては、工業化や人口の増加などのさまざまな理由から、オゾン層の破壊・野生動植物種の絶滅・二酸化炭素ガスの増大などをはじめとする地球規模での環境問題が生じている。そして、このような地球環境問題に対処するために、現在では、多数の国際環境条約が締結されている。しかしその一方で、このような国際環境条約の中には、その目的を効果的に履行しかつ実施するために、非締約国との貿易制限措置を規定するものも多いため、そのような貿易制限措置を定める国際環境条約が、G A T T との間で、差別的貿易措置に当たらないかとして

問題となつてゐる。例えば、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下、モントリオール議定書）は、その第四条において、議定書自体が定めた規制物質及び規制物質を含んでいる製品を、議定書非締約国から輸入することを漸次禁止しているし、また、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分に関するバーゼル条約（以下、バーゼル条約）も、その第四条五項において、条約自体が定める有害廃棄物又は他の廃棄物の条約非締約国との取引を禁止している。この他にも、絶滅のおそれのある野生動物植物の種の国際取引に関する条約（以下、ワシントン条約）をはじめとする多くの国際的な環境条約において、条約実施の普遍性の確保や条約への加入促進などを目的とした貿易制限措置が用いられてゐるが、これらの貿易制限措置が、G A T T 第一条の最恵国待遇原則・G A T T 第三条の内国民待遇原則・G A T T 第一条の数量制限の禁止といった原則と抵触するのではないかとということが、現在問題となつてゐる。

そもそも、このような抵触の可能性が意識されるようになったのは、一九九一年のキハダマグロ輸入制限事件⁽⁷⁰⁾がその発端である。この事件自体は、アメリカ合衆国がマグロ漁の際のイルカの混獲率を国内法で定め、それを超えるような漁法によるマグロの輸入を禁止したことの適法性が争われたものであり、何らかの国際環境条約に基づいてアメリカ合衆国が取つた貿易制限措置のG A T T との整合性が争われたわけではない。しかし、この事件において、パネルは、一般的例外を定めるG A T T 第二〇条(b)項及び(g)項を厳格に解し、自国の領域外の環境保護を目的とする貿易制限措置を正当化することを認めなかつた。したがつて、このような背景から、国際環境条約中の非締約国との貿易制限規定とG A T T 規定との抵触が、議論されるようになってきたのである。

では、このような国際環境条約中の非締約国との貿易制限規定とG A T T 規定との抵触は、現行の国際法においてどのように処理されるのであつたか。

この問題を解決するための一つの法規として注目できるのが、条約法条約第三〇条である。したがって、以下では、国際環境条約中の非締約国との貿易制限規定とGATT規定とが抵触する場合に、条約法条約第三〇条を用いて当該抵触を解決できる可能性について考察していく。ただし、ここで一つ断っておかなければならないことは、国際環境条約中の非締約国との貿易制限規定とGATT規定との抵触という問題は、まだGATTのパネルでは一度も争われたことがないということである。したがって、以下では、主にこの問題についての学説を検討することにより、条約法条約第三〇条に基づいてこの問題の解決方法を探っていきたいと考える。

国際環境条約中の非締約国との貿易制限規定とGATT規定との抵触という問題を条約法条約第三〇条を用いて解決するためには、まず、当該国際環境条約がGATTとそもそも同一の事項に関する条約に該当するかどつかが検討されなければならない。例えば、Brunnerは、この点につき、次のように述べている。

「条約法条約第三〇条は、同一の事項に関する二つの条約の規定が抵触する場合、どちらか一方の条約に別段の定めがない限り、双方の条約の当事国の間では、後法が優先すると定めている。条約法条約第三〇条のこの規則を適用する際に、最も重要な問題は、国際環境条約とGATT/WTOとが同一の事項に関するものであるかどつかを決定することである。環境条約における貿易制限措置の存在及びGATTにおける環境を理由とする例外の存在によって、環境条約の一定の規定が同一の事項に関するものでありうる、ということが示唆されている。そして、WTO協定の前文に、環境の保護及び保存という文言を含むことによって、WTOのメンバーは、明示的に、WTO協定が環境に関心を有しているということを認めた。……その一方で、環境条約の主題は特定の環境問題に関するものであるのに対し、GATT及びWTOの規則は貿易障壁の廃止に関するものである。環境条約とGATT/WTOとは、異なる主題に関するものであるとも主張することができる」⁽²⁾。

つまり、Brunnerによれば、国際環境条約が貿易制限規定を含んでおり、その一方でGATTもまた環境に配慮し

ている条項を有していることに着目すれば、両条約は同一の事項に関する条約に該当すると考えられる可能性があるというのである。しかしまた、国際環境条約とGATTとはその規律事項が大きく異なるので、その点に着目すれば、両条約は同一の事項に関する条約ではない、とも述べるのである。つまり、両条約のどのような点に着目するかによって、両条約は同一の事項に関するものであるとも、そうではないとも言えるというのが、Brunnerの立場である。このような立場は、Wold⁽⁷²⁾やTarasofsky⁽⁷³⁾によっても認められているところである。つまり、国際環境条約とGATTとが同一の事項に関する条約に該当するか否かという問題は、両条約のどの部分に焦点を当てて考えるのか、つまり、両条約全体の規律事項そのものに焦点を当てて考えるのかもしくは両条約中の一部の規定がたまたま同じ事項について規律しているということに焦点を当てて考えるのかによって、結論が違ってくるといえることが認められているように思われるのである。しかし第一章でも述べたように、条約法会議での「同一の事項に関する」という文言の理解を前提とすれば、非締約国との貿易制限規定を含む国際環境条約とGATTとを同一の事項に関する条約であると考えることはできないように思われる。なぜなら、国際環境条約がその規定中に貿易問題を規律する事項を含んでいるからという事実だけでは、このような国際環境条約がGATTと同一の事項に関する条約であるとは、条約法会議での議論からすれば、みなしがたいからである。つまり、条約全体から見て、国際環境条約とGATTとは、その取り扱う対象があまりにも異なるために、おそらく条約法会議における第三〇条の捉え方からすれば、国際環境条約とGATTとの関係は同一の事項に関する条約間の関係ではないように思われるのである。⁽⁷⁴⁾しかし、このように「同一の事項に関する」という文言を狭く解してしまえば、やはり、現在の国際社会において、条約法条約第三〇条を適用して問題を解決できる可能性は狭いものとなってしまう、条約法条約第三〇条の有用性が極端に狭められてしまう可能性があることは否定できないであろう。

他方、仮に国際環境条約とGATTとが同一の事項に関する条約であると認められたとしても、まだ依然として問題が残るように思われる。それは、第一章第二節の(二)で述べた問題とも関連するが、条約の前後関係の決定という問題である。まず、条約法条約第三〇条の起草過程の立場からすれば、国際環境条約とGATTとは、はたしてどちらの条約が前の条約であると考えられるのであろうか。世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第二条四項によれば、一九四七年のGATTと一九九四年のGATTとは法的に別個のものであるということが規定されている。そして、現行の国際環境条約のほとんどのものは、一九四七年から一九九四年の間に採択されている。例えば、ワシントン条約は一九七三年に採択されているし、モントリオール議定書は一九八七年に採択されているのである。したがって、条約法条約第三〇条の起草過程の立場に立てば、一九四七年のGATTと国際環境条約との関係では、一九四七年のGATTの方が前の条約であるといえるであらうし、一九九四年のGATTと国際環境条約との関係では、国際環境条約の方が前の条約であるということになるであらう。⁽⁷⁵⁾しかし、バーゼル条約と一九九四年のGATTとの関係を考える場合には、事情はそう単純なものではない。それというのも、バーゼル条約そのものは一九八九年の段階で採択されているが、その後の一九九五年に、OECD諸国から非OECD諸国への有害廃棄物の移転を禁止する改正が採択されたからである。では、この場合に、バーゼル条約と一九九四年のGATTとの条約関係はどのようなものになるのであろうか。第三〇条の起草過程における結論からすれば、一九八九年のバーゼル条約と一九九四年のGATTとの関係では、一九八九年のバーゼル条約が前の条約ということになり、その一方で、バーゼル条約の改正と一九九四年のGATTとの関係では、一九九四年のGATTが前の条約ということになるのであろう。⁽⁷⁶⁾しかし、ILCが第三〇条の起草過程において、そもそもこのような事態を想定していたかどうかは疑わしい。つまり、ある条約の採択時点では他の条約義務との抵触が存在しない場合でも、その条約が改正を受けたり、判例を通じてその条約の解釈が

発展させられたりしてしまうことにより他の条約義務との矛盾が生じることがありうるが、そもそもILCでの第三〇条の審議において、このような問題が検討されたことは一度もないのである。つまり、上のような事態は、そもそも第三〇条の射程範囲外であったのである。

第二節 援用事例から見た条約法条約第三〇条の問題点

(一) 「同一の事項に関する」という文言の意味

「同一の事項に関する」という文言は、広狭いずれに解されるべきであるのか。以上での事例の検討を通じて言えることは、この点につき、いまだはっきりとした決着がついていないということである。みなみまぐる事件では、日本及び裁判所が「同一の事項に関する」という文言を広く解したようにも思われるが、その他のケースでは、「同一の事項に関する」という文言を広狭いずれに解すべきかについては、当事者及び学説により、大きく異なっているように思われる。では、この意見の相違は、一体どこから生じているのであろうか。その答えは、先ほど第一章で検討した、第三〇条の起草過程にあるように思われる。

第一章で検討したように、そもそも「同一の事項に関する」という限定句が条文のタイトルに挿入されたのは、条約法に関する審議が最終局面を迎えていた一九六六年のことであった。それ以降、Sinclair及びWaldockの議論の下に、「同一の事項に関する」という文言は、条約法会議では狭く解された。これは、言い換えれば、条約の抵触を考える立場であり、決して条約義務の抵触を考える立場ではない。しかし、一九六六年以前に遡れば、条約の抵触というよりはむしろ、条約義務の抵触が、第三〇条の文脈では、主に検討されていた。したがって、条約法条約第三〇条は、ILCにおける審議の過程において、条約義務の抵触を対象としたものから条約そのものの抵触を対象とした

ものへと推移した、と言えるように思われる。条約義務の抵触だけを考えるのであれば、「同一の事項に関する」という文言は広く解することができるはずであるが、条約そのものの抵触を考えなければならぬのであれば、「同一の事項に関する」という文言は、狭く解さざるを得なくなる。おそらく、この点につき注意を喚起することが、Sinclair 及び Waldock の条約法会議における発言の意図であったであろう。

その一方で、これも第一章第二節の(6)で述べたように、第三〇条二項においては、「同一の事項に関する」という文言が広く解されており、条約義務の抵触という問題が視野に入れられていた、ということが窺える。つまり、I LC においては、条約法条約第三〇条が、条約の抵触を取り扱うのか、条約義務の抵触を取り扱うのかにつき、混乱があったため、第三〇条二項と、第三〇条三項及び四項とは、「同一の事項に関する」という文言の解釈に相違があり、それぞれの条項において、その取り扱う条約関係が異なる、という結果が生じてしまったように思われるのである。この起草過程における混乱が、第二章において検討した事例の場面でも生じているように思われる。

また、条約法会議での議論にも関わらず、「同一の事項に関する」という文言が広く解される場合が存在する理由としては、やはり、条約法会議のように、「同一の事項に関する」という文言を狭く解してしまえば、結局のところ条約法条約第三〇条で取り扱うことのできる条約関係は狭いものとなってしまい、国際社会の現実の場面において条約法条約第三〇条を適用して事件が解決できる可能性が極端に低くなってしまふということが恐れられているからであろう。つまり、条約法条約第三〇条を用いて問題を解決した方が自国に有利になるような国が存在する限り、「同一の事項に関する」という文言を広く解釈する実行はこれからも存在し続けるように思われる。

(一) 条約の前後の決定基準

条約の前後の決定基準の問題について言えば、この問題について触れているみなみまぐる事件において、両当事者の側とも、条約の採択日によって条約の前後を決定すること、見解の相違はなかったように思われる。これは、起草過程の立場とも一致するものであり、条約の採択日によって前後を決定することについては、現在では、ある程度の意見の一致があるように思われる。

その一方で、別の問題、すなわち、条約関係の混乱という問題が、現実に生じているということも、第二章第一節の(二)で指摘したとおりである。つまり、判例の変更や条約の改正などを通じて、条約の前後関係が入れ替わり、条約関係が複雑なものになってしまうという問題である。このような問題は、条約法条約第三〇条では想定していなかった問題であり、条約法条約第三〇条の単純な適用をもってしては、処理しきれない問題であるように思われるのである。

(二) 相前後する条約の規定が矛盾する場合の処理

第二章第一節で検討したみなみまぐる事件において、豪・NZにより、UNCLOSとCCSBTの間に不一致が存在しない限り、後法優先の原則、つまり、条約法条約第三〇条四項(a)の規定は適用できない、という問題が提起された。条約法条約第三一条一項の解釈原則に従えば、そのような解釈は妥当なものであるようにも思われる。しかし、相前後する二つの条約義務が矛盾する場合にしか条約法条約第三〇条四項(a)が適用できないとなると、第三〇条四項(a)の適用が事実上排斥される結果になってしまうことも、先に杉原高嶺が指摘した通りである。相前後する二つの条約が抵触する場合だけでなく、相前後する二つの条約が単に併存して存在するときであっても、条約法条約

第三〇条四項(a)を用いることができると考えなければ、第三〇条の適用可能性が著しく制限されてしまうように思われるのである。

また、条約法条約第三〇条四頁(b)の問題を考えるにあたって、参考となるのは、第二章第一節で検討した Short 事件における Strikwerda の見解である。J の Strikwerda の見解は、前後双方の相容れない条約上の義務を引き受けた国は、前後どちらの条約義務でも自由に選択し履行することができるということを、条約法条約第三〇条の文脈とは離れて明示的に認めた点で、非常に特徴的なものである。現在の国際社会においては、軍事・人権・環境などの価値の間に優劣関係は存在しない。したがって、相前後する二つの条約が存在しかつその条約規定が互いに相容れない場合に、双方の条約の当事国である国が相前後する条約義務のうちどちらの条約義務を履行しなければならぬのかという問題について、自由選択であるという結論は一考に値するものである。そして、このことから考えても、先の第一章第二節(三)で述べたように、条約法条約第三〇条四頁(b)の解釈において、前の条約の無効や前の条約の優先という処理ではなく、「自由選択 + 国家責任」という解釈が採用されたのは、ある意味で仕方ないことかもしれないように思われる。このことは、一九六三年の I.L.C における委員の次のような発言からも示唆されている。

「国際社会の現状に留意することが必要である。国連創設以来、とりわけ人民の解放に関する国連総会決議が採択されて以来、後の条約を前の条約に取って代わるものとみなすことは、妥当なこととなってきた。多くの古い条約は、旧植民地時代に締結されたものであり、後の条約に対する優先性を付与されるべきではない」。

つまり、時代の変化と共に、多くの価値観が生まれ、成長する国際社会においては、安易に条約に優先順位をつけることができないために、どうしても、「自由選択 + 国家責任」というアプローチでしか、二つの条約の狭間に立つ国の問題は処理できないように思われるのである。そう考えれば、第三〇条起草当時よりも、むしろ現在の方が、相

前後する二つの条約が存在しかつその条約規定が互いに相容れない場合に、双方の条約の当事国である国が相前後する条約義務のうちどちらの条約義務を履行しなければならないのかという問題について「自由選択+国家責任」というアプローチを採択したことの意義が、はっきりとするのではないだろうか。したがって、相抵触する二つの条約義務が存在する場合に、双方の条約の当事国である国がどちらの条約義務を履行しなければならないのかという問題は国際法上「Zuleegの言葉を借りれば、当該国の「政治的な決定（die politische Entscheidung）」に委ねられるということになるように思われる。⁽⁷⁸⁾

その一方で、薬師寺公夫による次の指摘も看過することはできない。

「ところで本件（Short事件のこと）は、NATO軍の地位について派遣国と駐留国の相互の権利義務関係を定めたNATO地位協定の規定の一部と、ヨーロッパ公序と称される地域的人権条約の規定とが抵触した事例であるが、二つの条約が共にそれからの逸脱を排除するような一体的性質の普遍的多数国間条約である場合には、相互の義務の抵触は、当事国による自由な選択に委ねたのではそれぞれの条約が目的とする国際秩序を崩壊させかねないという矛盾に達する⁽⁷⁹⁾」。

このような例としては、例えば、ワシントン条約とGATTとの関係が挙げられる。付属書Iに掲げる野生動植物種の商業取引を禁止するワシントン条約がGATT第一条の数量制限の禁止原則と抵触し、かつ、双方の条約の当事国がワシントン条約の非締約国からGATTに基づく取引を要求され、どちらかの条約義務の履行を選択した場合、まさしく選択しなかつた方の条約が設定する国際秩序が崩壊してしまうという危険に、国際社会は直面するわけである。

したがって、条約法条約第三〇条四項(b)における「自由選択+国家責任」というアプローチは、条約法条約第三〇条が有する意義であると同時に、限界を示すものでもあるように思われる。そして、このような限界を有するがゆえ

に、相前後する二つの条約が存在する場合には、この二つの条約義務を矛盾しないように解釈する実行、つまり、二つの条約義務が協調的に解釈されるという実行が、上で検討した各事例において志向されているのであろう。

(四) 各事例における問題処理方法

以上で検討した各事例において、もっとも特徴的な点は、どの事例も明示的に条約法条約第三〇条を用いて、問題の解決を図ったわけではない、という点である。

例えば、みなみまぐる事件においても、結局のところ、裁判所がUNCLOSとCCSBTを矛盾なく両立するよう解釈したことによって、あえて明示的に条約法条約第三〇条を持ち出すことなく本件を解決した、という点には注意が必要である。本件では、UNCLOSとCCSBTの両条約の文言を解釈することにより、本件におけるCCSBT第一六条の優先的な適用が認められた。つまり、二つの条約のうちどちらの条約の規定を適用すべきかという問題に対しては、まず、二つのそれぞれの条約規定の解釈を通じて、どちらの条約の規定を適用すべきであるのかということを決定するというのが、本事件で取られた問題の処理方法であり、その限りにおいて、本事件では、条約法条約第三〇条をあえて持ち出すことなく、問題の解決が図られたと言える。

また、EC鶏肉輸入制限事件においても、上級委員会は、紛争解決了解にいう「対象協定」に該当するのはブラジル・EC間の二国間合意ではなく、譲許表第八〇だけであることを理由に、譲許表第八〇のみを本件に適用して問題を解決した。したがって、二つの条約義務の間に対立や抵触が存在する場合には、条約法条約第三〇条を持ち出すまでもなく、ほとんど解釈によって二つの条約義務の間に対立や抵触を回避するという国際社会の姿勢が、この事例からも窺われる。

このような姿勢は、Short 事件における Strikwerda の意見にも見られるものであり、この事件においても、結局は条約法条約第三〇条を直接的に援用することなく、Strikwerda は問題解決を図ったのである。同事件において、Strikwerda は、NATO 地位協定及びヨーロッパ人権条約の両条約の義務が国内裁判所において直接適用可能か否かという検討をすることによって、国内法のレベルにおける両条約の抵触の回避を試みた。

このように、条約法条約第三〇条の適用可能性が問題となった事例においては、問題となる二つの条約を調和的に解釈することを通じて、各事例に適用される条約義務が実質的に一つに絞られた上で、問題の解決が図られたのである。ただし、各事例とも、結局は、後法を適用して問題を解決しているということは、興味深い。このことから、後の当事者意思（つまり、新たな時代の要請に応じた規定の方）が前の当事者意思より重視されるという国際社会の姿勢が窺えるように思われるのである。

なお、このような調和的解釈への志向は、国際環境条約中の非締約国との貿易制限規定と GATT 規定との抵触という問題においても見られる。先にも述べた一九九一年のキダマグロ輸入制限事件のように、GATT 第二〇条 (b) 項及び (g) 項を厳格に解するとすれば、自国の領域外の環境保護を目的とする貿易制限措置はまったく認められないということになるであろうが、そのようなパネルの姿勢は、一九九四年のキダマグロ輸入制限事件⁽⁸⁰⁾において、若干緩和された。この事件において、パネルは、東熱帯太平洋におけるイルカの保護政策であって、アメリカ合衆国がその管轄権内において自国民及び自国船舶について遂行するものは、GATT 第二〇条 (b) 項及び (g) 項によって正当化されるという判断を行った⁽⁸¹⁾。つまり、一九九四年のこの事件においては、自国民に対してであれば、国内法によって、領域外の環境保護を目的とする一定の輸出入を禁じるよう命じることができるといことが認められたのである。続いて、一九九六年のガソリン基準事件の上級委員会報告書⁽⁸²⁾においてもまた、国による環境を理由とする輸入制限に道が

開かれた。この事件は、アメリカ合衆国の大気浄化法に基づくガソリンの品質規制が、国内産のガソリンよりも輸入ガソリンの方が厳しいとして、ブラジルとヴェネズエラがWTOの紛争解決手続に申立てを行ったものである。この事件において、上級委員会は、従来のGATT第二〇条⁽⁸⁾項の解釈を緩和し、問題の措置が天然資源の保存を「主たる目的として（primarily aimed at）」実施されていなければ、第二〇条⁽⁸⁾項にいう「有限天然資源の保存に「関する」措置」であるとは言えないという解釈から、合衆国のガソリン規制と大気汚染防止との間に「実質的な関係（substantial relationship）」があれば、「有限天然資源の保存に「関する」措置」に該当し、第二〇条⁽⁸⁾項の要件を満たすという解釈へとその考えを変えたのである。⁽⁸³⁾また、GATT第二〇条⁽⁸⁾項のもう一つの要件である「ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と「関連して実施される」場合に限り」という要件についても、上級委員会は合衆国がこの要件を満たしていると判断した。この規定は、輸入産品と国産品を同一にはなく公平に（even-handedness）扱うことを求めており、合衆国のガソリン規制は国産ガソリンと輸入ガソリンの両方に制限を課している、というのがその趣旨である。⁽⁸⁴⁾このように、GATT第二〇条⁽⁸⁾項が緩やかに解されるようになってきたため、国際環境条約における非締約国との貿易制限措置は、第二〇条⁽⁸⁾によって、正当化される可能性が広がったのである。ただし、またこの時点においても、GATT第二〇条の柱書の文言から見て、国際環境条約における非締約国との貿易制限措置が第二〇条によって正当化されるか否かは、問題として残されていた。しかし、遂に、国際環境条約中の非締約国との貿易制限規定とGATT規定との抵触という問題は、最近出された「アメリカ合衆国のエビ及びエビ産品に対する輸入禁止—マレーシアによる紛争解決」解第二一条五項の援用「事件」において、ある程度の解決が図られたように思われる。本件は、合衆国のエビ及びエビ産品に対する輸入禁止事件を受けて採択されたパネル及び上級委員会の報告の勧告及び裁定を実施するために採られた合衆国の措置が、なおGATT上の義務、とりわけ、第二〇条

柱書の要件、に違反しているとマレーシアが主張していたものである。この点に関する上級委員会の判断のうちで、次のように判断されている点は、とりわけ重要であるように思われる。

『合衆国のエビ及びエビ製品の輸入禁止事件』において、『任意の若しくは正当と認められない差別待遇』を避けるために、『合衆国は、あらゆるエビ及びエビ製品輸出国に対して、『国際協定』について、『交渉する同等の機会』を提供しなければならなかった、と我々は結論した。……絶滅のおそれのあるウミガメの保護及び保存のための多くの国際協定において、多数国間的なアプローチが優先する (preference) ということがWTOのメンバー及び国際社会の他のメンバーによって表明されているということを考慮すれば、合衆国は、どの交渉のフォーラムでも同等の国際的な合意に到達するための誠実な努力をするよう期待されることになる、と我々は考える。その交渉は、同一のものである必要はない。実際、二つの交渉は、同じではありえないし、同じ結果に導くこともありえない。しかし、その交渉は、同等の努力が行われ、同等の資源が投入され、同等のエネルギーが国際的な合意を確保するために捧げられなければならないという意味において、同等なものでなければならぬ。そのような同等な努力が行われる限りにおいて、輸入国が、ある国家グループとは協定を締結しているにもかかわらず、別の国家グループとは協定を締結していない場合に、国家間における『任意の若しくは正当と認められない差別待遇』が回避されることが期待できる。……我々が『合衆国のエビ及びエビ製品の輸入禁止事件』において述べたように、『ウミガメ』という高度に回遊する種の保護及び保存は、……ウミガメの回遊の際にその領海が通過される多くの国の側の協力的な努力を必要とする。『さらに』そのような努力の必要性及び妥当性は、『WTO自身によっても認められてきたし、非常にたくさん他の国際的な文書や宣言の中でも認められている。例えば、『環境と開発に関するリオ宣言第二原則は、その中で、『国境を越える、あるいは地球規模の環境問題に対処する環境政策は、可能な限り、国際的な合意に基づくべきである』と述べている。明らかに、……多数国間的なアプローチが強く支持されている』⁽⁸⁾。

つまり、この事件において、上級委員会が認めたように、多数国間的なアプローチ (誠実な交渉努力など) を採用

すれば、GATT第二〇条柱書の要件が満たせるとすれば、国際環境条約は多数の国の努力によって採択されている以上、もはや国際環境条約中の非締約国との貿易制限規定とGATT規定とが抵触するという判断は、今後パネルや上級委員会によって、行われない可能性があるように思われるのであり、今後何らかの事件が生じた場合には、WTO内部において、国際環境条約中の非締約国との貿易制限規定とGATT規定とが調和するように解釈されるように思われるのである。

むすびにかえて

本稿では、条約法条約第三〇条の起草過程と、同条約第三〇条の適用が争われうる事例を検討した。それにより、本条の持つ意義と問題点が明確になってきたように思われる。

まず、本条の起草過程においては、①「同一の事項に関する」という文言を狭く解するべきか広く解するべきかについては、対立の余地を残していたこと、②条約の前後を決定するのは条約の採択日であること、及び③二つの条約義務の狭間に立つ国は、二つの条約のうちどちらの条約義務を履行してもよいという自由を持つこと（ただし、国家責任の問題は残されている）がそれぞれ認められていたように思われる。そして、国際社会で実際に生じているケースを検討することにより、①実際のケースにおいても、「同一の事項に関する」という文言を広狭いずれに解すべきかに関しては、争いのあること、②判例の変更や条約の改正を通じて元の条約義務自体が変更されてしまう場合には条約法条約三〇条では十分に対掘しきれない場合があること、③二つの条約義務が一見矛盾又は対立するように見えても、ほとんどの場合二つの条約義務を両立するように解釈することによって、二つの条約義務の矛盾又は対立を取り除くというのが国際社会の一般的な姿勢であること、及び、④それゆえ、相前後する二つの条約の双方の当事

国が前後の条約のうちどちらの条約義務を履行しなければならぬのかという問題は最終的にはほとんど生じないこと、が理解できるように思われる。また、実際のケースにおいては、相前後する二つの条約が抵触する場合にしか、条約法条約第三〇条四項^(a)の適用がないと考えられているのか否かにつき、争いがあるというのも、先に指適した通りである。

①の点、つまり、実際のケースでは、「同一の事項に関する」という文言が広く解される場合があることについては、ある意味で、当然のことのように思われる。なぜなら、起草過程での議論のように、この文言をあまりにも狭く解してしまつては実際に国際社会において生じるケースに対して条約法条約第三〇条が何らの役割も果たさないといい結果になつてしまふ恐れがあるからである。

しかし、上で述べたように、「同一の事項に関する」という文言を広く解して条約法条約第三〇条を適用したところで、依然として、②の問題は生じるように思われる。つまり、繰り返しになるが、判例の変更や条約の改正などにより、元の条約の義務が発展していくことによつて、他の条約義務との矛盾が生じたり、条約関係が複雑なものになつてしまふという事態は、条約法条約第三〇条ではそもそも想定していなかつた問題であり、これは単に条約採択の後先のみをもつてしては処理しきれない問題のように思われる。

次に、③について言えば、第二章で検討した事例のどれもが、問題となつた二つの条約を調和するように解釈しながら、最終的には、どちらかの条約義務を裁判所のレベルにおいて選択していたということが指摘できるように思われる。つまり、問題となる二つの条約が調和的に解釈され、どちらか一方の条約義務を当事国が矛盾なく選択できる限りにおいて、あえて条約法条約第三〇条を持ち出すことなく、問題の解決が図られるのである。

そして、④の問題に関連して言えば、相前後する二つの条約の双方の当事国が、一方の条約義務しか引き受けてい

ない国に対して、前後の条約のうちどちらの条約義務を履行しなければならないのかという問題が生じるのは、先に検討したように、「同一の事項に関する」という文言が広く解された場合に加えて、問題となる二つの条約の間の抵触が解釈によりどうしても解決されない場合である。このような場合には、確かに、先に述べた第三〇条四項(b)の解釈(つまり、「自由選択+国家責任」という解釈)を許せば、大きな問題が残されるように思われる。例えば、第二章第一節(二)で検討した国際環境条約中の非締約国との貿易制限規定とGATT規定との抵触という文脈でこの問題を考えれば、双方の条約に入っている国は、「自由選択+国家責任」という立場からすれば、どちらの条約義務を履行しても自由であると考えられるが、仮に、GATTの義務を優先した場合には、国際環境条約の目的が大きく損なわれてしまう危険性が存在する。しかし、この危険性を考慮しても、やはり、現行の国際法、つまり、条約法条約第三〇条四項(b)の解釈としては、「自由選択+国家責任」というアプローチしか取り得ないように思われる。それはやはり、先ほどの章でも述べたように、現在の国際社会においては、軍事・人権・環境などの価値の間に優劣関係が存在しないにも関わらず、前の条約の無効や前の条約の優先という規則を定めてしまえば、あたかもさまざまな価値の間に優劣関係が存在するような誤解が生じてしまう恐れがあるからである。したがって、国際社会におけるすべての価値が平等に取り扱われる現状では、やはり、同一の事項に関する相前後する二つの条約が存在しかつその条約規定が互いに相容れない場合に、双方の条約の当事国である国は相前後する条約義務のうちどちらの条約義務を履行しなければならないのかという問題については、「自由選択+国家責任」というアプローチしかないように思われるのである。そういう意味において、この「自由選択+国家責任」というアプローチは、条約法条約第三〇条が有する意義を表すものでもあり、その一方で、限界を示すものでもある。そして、逆に言えば、このような限界の存在が意識されているがゆえに、解釈によって二つの条約義務の矛盾を解決するという方法が、国際社会において支持されているの

である。

なお、この条文が有する一般的意義について、*Simlar* が次のように述べていることは注目に値するようと思われる。

「……条約法条約第三〇条は、多くの点で、完全には満足のいくものではないということは明らかである。この規定は、同一の事項に関する二つの条約が共存する場合に生じるたたくさんの困難さを考慮していない。……条約の交渉者は、自分たちが起草しようとしている条約と、同一の分野の前又は後の条約との間の関係を、自分たちで自由に決定する自由を残されてい⁽⁸⁶⁾る」。

つまり、前の条約の無効や前の条約の優先という規則を一般化しなかつたために、かえって、同一の事項に関する相前後する条約の適用関係には、条約当事国の意思が反映されるといっているのである。このことは、*Shaw* がその著書の中で、次のように述べていることも密接に関係するようと思われる。

「相前後する条約が提起する問題は、国の数が増大したこと、締結される条約の数が増大したこと、及び、地域レベルでの行動の複雑さが増大したことによって、ますます重大な問題となってきた。条約法条約第三〇条が規定する規則は一般的な指針 (guide) であり、多くの場合に、相前後する条約が提起する問題は、当事者自身によって、明示的に解決されるであろう⁽⁸⁷⁾」。

つまり、条約法条約第三〇条が有する一般的な意義は、同一の事項に関する前の条約と後の条約の関係を設定する際に、これらの条約の一方に又は両方に関わっている国同士が、条約法条約第三〇条を指針 (guide) として、自由に交渉することにより、同一の事項に関する前の条約と後の条約の適用関係を自由に定めることができるという点にあるように思われる。

- (1) Cf. Thomas J. Schoenbaum, *International Trade and Protection of the Environment: The Continuing Search for Reconciliation*, *American Journal of International Law*, Vol. 91, 1997, pp. 268-313. Ryan L. Winter, *Reconciling the GATT and WTO with Multilateral Environmental Agreements: Can We Have Our Cake and Eat It Too?*, *Colorado Journal of International Environmental Law and Policy*, Vol. 11, 2000, pp. 223-254. なお、本稿では、特に断りのない限り、GATTとは、一九四七年のGATTと一九九四年のGATTの両方を指すものとする。
- (2) 国連海洋法条約の紛争解決手続とその他の海洋関係の条約の紛争解決手続との適用関係について論じたものとして、杉原高嶺「国連海洋法条約の紛争解決手続——他の条約手続との適用関係について——」『法学論叢』第一四六巻三・四号、二〇〇〇年、一一五頁がある。
- (3) I. Sinclair, *The Vienna Convention on the Law of Treaties* (2nd ed.), 1984, p. 93.
- (4) なお、本稿のテーマに直接に関連する有益な先行業績としては、以下のものが存在する。薬師寺公夫「同一の事項に関する相前後する条約の適用」『立命館国際研究第六巻四号』一九九四年、三八—五七頁。
- (5) Reports of the Commission to the General Assembly, A/6309/Rev. 1, Yearbook of International Law Commission (hereinafter referred to as "Yb. I. L. C."), 1966, Vol. II, p. 214, para. 3.
- (6) Case concerning Question of Interpretation and Application of the 1971 Montreal Convention arising from the Aerial Incident at Lockerbie (Libyan Arab Jamahiriya v. U.K.), Interim Protection, 1992 I. C. J. Reports 16 (Order of Apr. 14).
- (7) Reports of the Commission to the General Assembly, A/6309/Rev. 1, Yb. I. L. C., 1966, Vol. II, pp. 215-216, paras. 4-7.
- (8) *Ibid.*, p. 216, para. 9.
- (9) *Ibid.*, p. 217, para. 10.
- (10) *Ibid.*, p. 217, para. 11.
- (11) *Ibid.*
- (12) なお、条約法条約第三〇条の条文構造を把握する上で重要な点は、第三〇条三項、四項、及び五項の規定は残余規則 (residual rule) として機能する、とされている点である。この点については、条約法会議における Waldock の次のような発言が参考になる。「第二六条 (現行条約法条約第三〇条) 二項は、両立しない事項に関して条約が特別の規定をおいている場合には当該規定が優先すると述べることにあつて、その立場を明確にした。したがつて、第二六条 (現行条約法条約第三〇条) 三項、四項、及び、五項の規則は、本質的に、残余規則 (residual rule) として作成された。」 (United Nations Conference on the Law of Treaties, Official Records, Second session, 9 April-22 May, 1969, p. 253, para. 42.)

- (13) United Nations Conference on the Law of Treaties, Official Records, First session, 26 March-24 May 1968, p. 165, para. 13.
- (14) United Nations Conference on the Law of Treaties, Official Records, Second session, 9 April-22 May, 1969, p. 222, para. 41.
- (15) *Ibid.*, p. 253, para. 41.
- (16) 条約法に関する一九六〇最終草案第二六条は、次のようなものであった。
第二六条（同一の事項に関する相前後する条約の適用）
「1 国際連合憲章第一〇三条の規定が適用されることを条件として、同一の事項に関する相前後する条約の当事国の権利及び義務は、2 から5までの規定により決定する。」
2 条約が前の若しくは後の条約に従うものであること又は前の若しくは後の条約と両立しないものとみなしてはならないことを規定している場合には、当該前の又は後の条約が優先する。
3 条約の当事国のすべてが後の条約の当事国となつていない場合において、第五六条の規定による条約の終了又は運用停止がされていないときは、条約は、後の条約と両立する限度においてのみ、適用する。
4 条約の当事国のすべてが後の条約の当事国となつていない場合以外の場合には、
(a) 双方の条約の当事国である国の間においては、3の規則と同一の規則を適用する。
(b) 双方の条約の当事国である国と前の条約のみの当事国である国との間においては、前の条約が相互の権利及び義務を規律する。
(c) 双方の条約の当事国である国と後の条約の当事国である国との間においては、後の条約が相互の権利及び義務を規律する。
5 4の規定は、第三七条の規定の適用を妨げるものではなく、また、第五七条の規定による条約の終了又は運用停止の問題及びいずれかの国が条約により他の国に対し負っている義務に反することとなる規定を有する他の条約を締結し又は運用することから生ずる責任の問題に影響を及ぼすものではない。」(Reports of the Commission to the General Assembly, A/6309/Rev. 1, Yb. I.L.C., 1966, Vol. II, pp. 180-181.)
- (17) United Nations Conference on the Law of Treaties, *supra* note 14, p. 57, para. 59.
- (18) 一九六四年にILCが起草した第六三条は、次のようなものであった。
第六三条（互いに両立しない規定を有する条約の適用）
「1 国際連合憲章第一〇三条の規定が適用されることを条件として、両立しない規定を有する条約の当事国の義務は、2 から5までの規定
条約法条約第三〇条の意義と限界についての考察（井出）
一四五九（一〇五）

により決定する。

2 条約が前の若しくは後の条約に従うものであること又は前の若しくは後の条約と両立しないことを規定している場合には、当該前の又は後の条約が優先する。

3 条約の当事国のすべてが同一の事項に関する後の条約を締結する場合において、この条文草案の第四一条の規定による条約の終了がされていなければ、条約は、後の条約と両立する限度において、適用する。

4 二以上の条約の規定が両立しておらず、条約の当事国のすべてが後の条約の当事国となつていない場合以外の場合には、

(a) 双方の条約の当事国である国の間においては、3の規則と同一の規則を適用する。

(b) 双方の条約の当事国である国と前の条約だけの当事国である国の間においては、前の条約を適用する。

(c) 双方の条約の当事国である国と後の条約だけの当事国である国の間においては、後の条約を適用する。

5 4の規定は、いずれかの国が条約により他の国に対しても負つてゐる義務に反するものとなる規定を有する他の条約を締結し又は適用するに及ぶ被る責任に影響を及ぼさず、」(Report of the Commission to the General Assembly, Yb. I.L.C., 1964, Vol. II, p. 185.)

(19) Yb. I.L.C., 1966, vol. I, Part II, p. 103, para. 7.

(20) A/CONF. 13/7.

(21) United Nations Conference on the Law of Treaties, supra note 13, p. 165, para. 13.

(22) United Nations Conference on the Law of Treaties, supra note 14, p. 222, para. 40.

(23) Ibid., p. 253, para. 39.

(24) Ibid., p. 56, paras. 50-51.

(25) Jan B. Mus, *Conflicts between Treaties in International Law*, Netherlands International Law Review, Vol. 45, 1998, p. 222.

(26) A/CN.4/63, Report by Mr. H. Lauterpacht, Special Rapporteur, Yb. I.L.C., 1953, Vol. II, p. 156. なお、Lauterpachtは繰り一九五四年にも第二報告書を提出し、同じく第一六条で「前の条約義務との一致」を規定しているが、一九五四年の第一六条は一九五三年のものと同内容的に同じものである。本稿では、一九五三年の第一六条だけを検討の対象とすることにする。

(27) Ibid.

- (28) *Ibid.*, p. 158, para. 1.
- (29) *Ibid.*, p. 156, para. 2.
- (30) A/CN.4/115, Third Report by G. G. Fitzmaurice, Special Rapporteur, *Yb. I. L. C.*, 1958, Vol. II, p. 27.
- (31) *Ibid.*
- (32) *Ibid.*
- (33) *Ibid.*
- (34) *Ibid.*, p. 42, para. 84.
- (35) Harvard Research in International Law, Draft Convention on the Law of Treaties with Comment, *American Journal of International Law*, Vol. 29, No. 4, Supplement, 1935, p. 1024.
- (36) A/CN.4/115, *supra* note 30, pp. 41-42, paras. 82-83.
- (37) A/CN.4/167 and Add. 1-3, Third Report on the Law of Treaties, by H. Waldock, Special Rapporteur, *Yb. I. L. C.*, 1964, Vol. II, pp. 34-35.
- (38) *Ibid.*, p. 35.
- (39) *Ibid.*, pp. 41-42, para. 22.
- (40) *Yb. I. L. C.*, 1964, Vol. I, p. 128, para. 26.
- (41) *Ibid.*, p. 131, para. 55.
- (42) *Yb. I. L. C.*, 1966, Vol. I, Part II, p. 96, paras. 10-12.
- (43) *Ibid.*, p. 102, paras. 90-92.
- (44) *Ibid.*, p. 100, para. 67.
- (45) *Ibid.*, pp. 103-104, para. 12.
- (46) 事件の詳細な事実及び経緯については、以下のものを参照。兼原信兒「みなみまへる事件について——事実と経緯——」*国際法外交雑誌*第一〇〇巻三期 二〇〇一年 一—四四頁。
- (47) みなみまへるの保存のための条約第一六条一項「この条約の解釈又は実施に關して二以上の締約国間に紛争が生じたときは、これらの締約国は、交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決又はこれからの締約国が選択するその他の平和的手段により紛争を解決するため、これらの

締約国間で協議する。」二項「に規定する紛争での規定によつて解決をなかつたものは、それぞれの場合にすべての紛争当事国の同意を得て、解決のため国際司法裁判所又は仲裁に付託する。もっとも、紛争当事国は、国際司法裁判所又は仲裁に付託することについて合意に達することができなかった場合においても、一に規定する各種の平和的手段のいずれかにより紛争を解決するため引き続き努力する責任を免れない。」なお、みなみまぐるの保存のための条約の全文については、以下の資料を参照。松川るい・有吉留美「みなみまぐる事件資料集」国際法外交雑誌第一〇〇巻三号、二〇〇一年、二〇九—二二八頁。

(48) Southern Bluefin Tuna Case, Memorial on Jurisdiction (Government of Japan), paras. 127-131.

(49) *Ibid.*, paras. 116-118.

(50) 安藤仁介「みなみまぐる仲裁裁判事件の先決的抗弁——口頭弁論手続における主張の分析——」国際法外交雑誌第一〇〇巻三号、二〇〇一年、八九頁。

(51) Southern Bluefin Tuna Case, Reply on Jurisdiction (Australia and New Zealand), paras. 152-155 and 157-158.

(52) Southern Bluefin Tuna Case, Questions of the Arbitral Tribunal for the Parties (Answers by Japan) の質問「「UNCLOS 第三十一条の意味において、当事国はCCSBTをUNCLOSと両立するものと考えるか」において、日本は「次のような解答を行っている。『そう考えています。UNCLOS 第三十一条の意味において、CCSBTはUNCLOSと両立します。』」

(53) また、安藤仁介も、UNCLOSとCCSBTの関係について、次のように指摘している。「……日本側の主張のなかでは、みなみまぐるに関するかぎりみなみまぐる条約が完全に国連海洋法条約に取って代わった、とする議論には問題があるように思われる。双方が認めているように、両条約の諸規定が内容的に両立することに異論がないとしても、国連海洋法条約上の当事国のあらゆる権利・義務関係がみなみまぐる条約上のそれに取って代わられているとの主張は、やや極論に過ぎるのではないか。豪・NZ側の反論するように、一定の事態について両条約が、並列的に規律する場合も、十分にあり得るように思われる。」(安藤・前掲論文(注50)、一〇九頁。)これも、*lex specialis* や *lex posterior* という法理にちり、CCSBTがUNCLOSに完全に取って代わる、という日本側の主張に対して疑問を提示するものである。

(54) 杉原高嶺「みなみまぐる仲裁裁判事件の先決的抗弁——書面手続における主張の分析——」国際法外交雑誌第一〇〇巻三号、二〇〇一年、六三頁。

(55) Southern Bluefin Tuna Case, Australia and New Zealand v. Japan, Award on Jurisdiction and Admissibility, August 4, 2000, para. 52. 1) の紛争自体は、条約法条約第三〇条三項と二よりむしろ第三〇条四項^(a)の紛争であるにもかかわらず、こゝで、裁判所があえて条約法条約

第三〇条三項に触れているのは、おそらく、条約法条約第三〇条四項(a)の規定が、条約法条約第三〇条三項の規定に做つたものであるからであると思われる。

(56) *Ibid.*, paras. 56-57 and 59.

(57) なお、この点につき、裁判所が厳密に条約のパラレルリズムという考え方を取るのであれば、UNCLOS違反の部分だけはUNCLOSの紛争解決規定で処理するということもできたように思われる。しかし、裁判所は本件をこのような処理方法では取り扱わなかった。その理由を検討する際には、裁判所が次のように述べていることも参考となるように思われる。「裁判所が考慮した一般的な性質を持つ第二の考慮事項(consideration)は、UNCLOS採択後に締結された海洋関係の国際協定の中には、さまざまな程度の明確性を持って、強制的司法解決手続又は仲裁手続への紛争の一方的な付託を排除するものがあり存在する、という事実である。……このような条約上の実行が存在することに於て、UNCLOSの締約国が、合意によって、UNCLOS第二八一条一項により第一五部第二節の手続に紛争を付託することを排除することができるという結論を確認することができる」と裁判所は考える。UNCLOSとCCSBTのような実施協定の両方の義務に関わる紛争——そのような紛争が典型的であることが——がUNCLOS第一五部第二節の枠内の手続に付託されなければならないと考えることは、当事国の選択による紛争解決を定めているこれらの実施協定の紛争解決規定から実質的な効果を實際に導くことにはなっていない。(*Ibid.*, para. 63)

これは、UNCLOSの実施協定中に、紛争を強制的司法解決手続又は仲裁手続に一方的に付託することを排除する条項が存在すれば、そのことにより、当該実施協定の義務がUNCLOSの義務より優先するということを裁判所が認めたものと考えるように思われる。しかし、本稿とは直接に関連しない点であるが、この裁判所の論理を突き詰めれば、任意的もしくは強制的紛争解決手続を持つ実施協定の締結によって、UNCLOS第一五部第二節の適用がすべて排除されてしまう可能性は否定できないように思われる。このことは、結果的には海洋法秩序の分裂化を招き、「海の憲法」とも呼ぶべき海洋の総合的な法的秩序の確立を目指すUNCLOSの意図が台無しになってしまう恐れもあるように思われる。これと同趣旨の意見として、次のものがあろう。A. Boyle, *The Southern Bluefin Tuna Arbitration, International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 50, Part 2, 2001, pp. 450-451.

(58) 山田中正「みなまもる事件——仲裁判決に寄せて——」国際法外交雑誌第一〇〇巻二期、二〇〇一年、一八〇—一八二頁。

(59) European Economic Community-Payments and Subsidies Paid to Processors and Producers of Oilseeds and Related Animal-Feed Proteins: Report of the Panel, BISD 37S/86 (25 January 1990).

(60) European Communities-Measures Affecting the Importation of Certain Poultry Products: Report of the Appellate Body, WT/DS69/AB/R

条約法条約第三〇条の意義と限界についての考察(井出)

一四六三(一〇九)

- (13 July 1998).
- (15) *Ibid.*, paras. 38-40.
- (16) *Ibid.*, paras. 55-57.
- (17) *Ibid.*, paras. 79 and 81.
- (18) 事件の経緯、若くは Srikwerda の報告によれば、パネルの報告書¹⁰ International Legal Materials, Vol. 29, No. 6, 1990, pp. 1375-1389.
- (19) *Ibid.*, pp. 1380-1381.
- (20) *Ibid.*, pp. 1382-1384.
- (21) *Ibid.*, pp. 1384-1386.
- (22) *Ibid.*, pp. 1386-1387.
- (23) 雑題によれば、Annick Emmenegger Brunner, Conflicts between International Trade and Multilateral Environmental Agreements, Annual Survey of International and Comparative Law, Vol. 4, 1997, pp. 76-79, 44参照。
- (24) United States-Restrictions on Imports of Tuna: Report of the Panel, BISD 39S/155 (3 September 1991).
- (25) Annick Emmenegger Brunner, *supra* note 69, pp. 86-87.
- (26) Chris Wold, Multilateral Environmental Agreements and the GATT: Conflict and Resolution?, Environmental Law, Vol. 26, 1996, pp. 910-911.
- (27) Richard G. Tarasofsky, Ensuring Comparability between Multilateral Environmental Agreements and GATT/WTO, Yearbook of International Environmental Law, Vol. 7, 1996, p. 63.
- (28) Steve Charnovitz, Multilateral Environmental Agreements and Trade Rules, Environmental Policy and Law, Vol. 20, 1996, p. 165.
- (29) Annick Emmenegger Brunner, *supra* note 69, pp. 87-88.
- (30) *Ibid.*, p. 88. また、Tarasofsky も次のように述べている。"……パレル条約を改正する同条約の第三回締約国会議の決定は、むしろ問題の例を提供するものである。……パレル条約の改正は、ウルグアイラウンドの諸協定の採択よりも後であるが、その他の貿易措置を含むパレル条約本体の採択は、ウルグアイラウンドの諸協定に優先するものである。……この結果は、法的な混乱を引き起こすものである。" (Richard G. Tarasofsky, *supra* note 73, p. 64.)

- (77) Yb. I. L. C., 1963, Vol. I, p. 201, para. 64.
- (78) M. Zuleeg, *Vertragskonkurrenz im Völkerrecht*. Teil I : *Verträge zwischen souveränen Staaten*, German Yearbook of International Law, Vol. 20, 1977, p. 275.
- (79) 藤田伸・堀野龍文(共著) 岡田寛
- (80) United States-Restrictions on Imports of Tuna : Report of the Panel, DS/29/R (16 June 1994).
- (81) *Ibid.*, paras. 5, 20, and 5, 33.
- (82) United States-Standards for Reformulated and Conventional Gasoline : Report of the Appellate Body, WT/DS2/AB/R (29 April 1996).
- (83) *Ibid.*, paras. 17-19.
- (84) *Ibid.*, paras. 19-22.
- (85) United States-Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products, Recourse to Article 21. 5 of the DSU by Malaysia : Report of the Appellate Body, WT/DS58/AB/RW (22 October 2001), paras. 122-124.
- (86) I. Sinclair, *supra* note 3, p. 98.
- (87) Malcolm N. Shaw, *International Law* (4th ed.), 1997, p. 651.